

平成18年度 国立大学法人信州大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

【 教養教育の成果に関する具体的目標の設定 】

- 1) 成績評価基準を授業目標の達成度に統一した上で、単位取得率について合理的な基準を設け、全ての科目区分においてその基準値を維持する。

共通教育の新カリキュラムの実施に伴い、全学教育機構の各教育部門を中心に、全学ガイドラインに沿った「授業達成目標の明示、成績評価基準の明示」を、シラバスにおいてさらに確実なものとする。

共通教育の新カリキュラムの実施に即して、「単位取得率の合理的基準」も含めた厳正な成績評価基準について、教育戦略企画チーム会議における全学的検討を踏まえ、適用を図る。

- 2) 「教養教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び卒業生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。

全学教育機構において教育成果に関する「満足度」及び「卒業後の実態」に関するアンケート作りを行う。また卒業生への調査実施について同窓会との連携・調整を行う。

- 3) 教養教育の教育成果に関して、専門教育に必要な基礎学力や社会人として必要とされる能力の修得という視点からの検証を絶えず実施する。

全学教育機構において教育成果に関する「満足度」及び「卒業後の実態」に関するアンケート作りを行う。また卒業生への調査実施について同窓会との連携・調整を行う。

- 4) 専門教育の効果の向上のため、より多くの学生に基礎学力を修得させるための教育指導を徹底して行う。

共通教育カリキュラム改訂に伴い、主として基礎学力の習得に資する基礎教育科目の新カリキュラムを施行する。

新入生ゼミナール科目では、ハンドブックと実施のガイドラインを用いて、大学教育への橋渡し、大学教育における必要な基本スキルの修得を図る。

外国語科目では、プログラムやクラスの多様化により、必要な外国語コミュニケーション能力の修得を図る。

基礎科学科目では、プログラムの再編とクラスの多様化により、入学生の実情に即した基礎学力の修得を図る。

上記の実現に資する、学習支援、教育支援の方策（自己学習のためのインフラ整備や、TA、SAなどの教育サポート体制拡充等）や教育環境の整備を図る。

- 5) 体育教育の成果を、スポーツ習慣と身体知への意識として定着させるために、事後調査を実施するとともに、その結果を基にして教育方法の改善を図る。

共通教育の新カリキュラム実施に伴い、健康科学科目における体育教育について、前年度までの調査を基盤として、スポーツ習慣と身体知への意識として定着させるための施策を、正課（健康科学科目）、正課外（共通教育等によらない方法）双方で検討する。

【 専門教育の成果に関する具体的目標の設定 】

- 1) 教養教育と連携し、専門基礎教育及び専門教育のバランスがとれた体系的な教育課程とその実施体制を整備し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性 課題解決能力を備えた人材を養成する。
前年度に設置された各学部のカリキュラム検討組織を中心に、「グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材育成」のための教育施策を実施する。
各学部の実施状況は、全学教育機構高等教育システム開発部において取りまとめる。
- 2) 「専門教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び卒業生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。
各学部において「満足度」及び「卒業後の実態」に関するアンケート作りを行う。また卒業後の卒業生への調査実施について同窓会との連携・調整を行う。
- 3) 進展し変容する社会からの要請に配慮した教育課程を編成する。
前年度に設置された各学部のカリキュラム検討組織を中心に、必要な教育施策を実施する。
各学部の実施状況は、全学教育機構高等教育システム開発部において取りまとめる。
- 4) 豊かな人格形成のもと、社会でのさまざまな分野で活躍しうる総合的な知力を育成する教育課程を整備する。
前年度に設置された各学部のカリキュラム検討組織を中心に、必要な教育施策を実施する。
各学部の実施状況は、全学教育機構高等教育システム開発部において取りまとめる。
- 5) 高度専門職業人等への進路を開く、専門基礎力を着実に修得しうる教育課程を編成し、実施する。
前年度に設置された各学部のカリキュラム検討組織を中心に、必要な教育施策を実施する。
各学部の実施状況は、全学教育機構高等教育システム開発部において取りまとめる。

【 大学院教育の成果に関する具体的目標の設定 】

- 1) 学部の専門教育と連携して、各研究科・専攻の特色及び特徴を活かし、大学院課程の教育プログラムを体系的に整備し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材を養成する。
大学院課程の教育プログラムを体系的に整備し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材を養成するための教育施策を実施する。
各研究科の実施状況は、大学院教育改善検討チームで取りまとめる。
- 2) 「大学院教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び修了生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。
在学生及び修了生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図るための施策を実施する。
各研究科の実施状況は、大学院教育改善検討チームで取りまとめる。
- 3) 高度専門職業人に必要な能力を育成する教育課程を編成し、実施する。
高度専門職業人に必要な能力を育成するための教育課程を編成するうえで必要な教育施策を実施する。
各研究科の実施状況は、大学院教育改善検討チームで取りまとめる。

4) 研究者に必要な能力を育成する教育課程を編成し、実施する。
研究者に必要な能力を育成する教育課程を編成するための教育施策を実施する。
各研究科の実施状況は、大学院教育改善検討チームで取りまとめる。

5) 各研究科・専攻の特色及び特徴を活かした諸分野の教育と学術研究を通じて、高度な専門的知識と能力、実践的技術力、研究能力を修得させる。
高度な専門的知識と能力、実践的技術力、研究能力を修得させるための教育施策を実施する。
各研究科の実施状況は、大学院教育改善検討チームで取りまとめる。

【 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 】

1) 各種の免許・資格の取得者、認定教育プログラムの増加を図り、各専門分野における社会進出を容易にすべく積極的に支援する。
前年度に設置された各学部のカリキュラム検討組織を中心に、必要な教育施策を実施する。
各学部の実施状況は、全学教育機構高等教育システム開発部において取りまとめる。

2) 進展し変容する社会と諸科学に柔軟に対応しうる力と未来創造能力を涵養する。
前年度に設置された各学部のカリキュラム検討組織を中心に、必要な教育施策を実施する。
各学部の実施状況は、全学教育機構高等教育システム開発部において取りまとめる。

3) 各学部の理念・目標に沿って専門人・職業人養成の具体的諸目標を設定し、それぞれの分野で中核的な役割を担って活躍しうる能力を付与する。
前年度に引き続き、各学部の理念目標に沿った教育成果を確認しうる指標としての卒業後の進路等に関する具体的目標を設定する。
各学部における設定した目標の達成状況を確認する。

4) 各研究科の理念・目標に沿って具体的諸目標を設定し、各専門分野での中核的な役割を担って活躍しうる高度専門職業人及び先端的研究に参画しうる研究者を養成する。
各研究科の理念・目標に沿って、中核的な役割を担って活躍しうる高度専門職業人及び先端的研究に参画しうる研究者を養成するための施策を実施する。
各研究科の実施状況は、大学院教育改善検討チームで取りまとめる。

【 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 】

1) シラバスに授業達成目標を明示し、教育の達成度が客観的に検証できるようにする。
シラバスガイドラインに沿ったシラバス点検を実施する。
厳正な成績評価システムの構築に関する議論（退学勧告制度の導入の是非、単位制度実質化を実現する方法を含む）を、教育企画戦略チーム会議で行い教育研究評議会に付議する原案を作成する。

2) 学生自身による「学習目標の設定とその到達度の自己評価」を実施し、教員自身による目標達成度評価（即ち成績評価）との比較等から、教育の効果・成果を検証する体制をつくる。
新入生ゼミナールにおいて、学生自身による「学習目標の設定とその到達度の自己評価」（いわゆるポートフォリオ評価、学習目論見等）を取り入れる。
各学部においては専門教育課程における、学生自身による「学習目標の設定とその到達度の自己評価」を実施する方策を検討する。
各学部の検討状況は、全学教育機構高等教育システム開発部において取りまとめる。

- 3) 学生による授業の評価結果等を活かした授業改善プログラムを構築し、その実施状況を公表する。
引き続き、回答率の向上に努める。
評価結果を生かした授業改善プログラムについて引き続き検討し、実施する。
- 4) 大学院課程では、新たに授業改善プログラムを構築し、高度専門職業人養成が適切かつ効果的に行われるシステムを設ける。
高度専門職業人養成が適切かつ効果的に行われるための授業改善プログラムを実施、またはそのための検討を行う。
各研究科の実施状況は、大学院教育改善検討チームで取りまとめる。
- 5) 大学院課程では、修士・博士の学位授与の方針と基準を明確化し公表することにより、学位水準の高度化を図る。
学位水準の高度化を図るための施策を実施する。
各研究科の実施状況は、大学院教育改善検討チームで取りまとめる。
- 6) 学部卒業後・大学院修了後の進路及び卒業・修了後の状態を調査して、それぞれの課程の教育目標達成状況を点検評価する。
各学部と全学教育機構において「満足度」及び「卒業後の実態」に関するアンケート作りを行う。
また卒業後の卒業生への調査実施について同窓会との連携・調整を行う。
大学院修了後の進路及び修了後の状態の調査について検討する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

【 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 】

- 1) アドミッション・センターが中心となり、各学部と調整を図りながら、全学及び各学部のアドミッション・ポリシーを作成する。
- 2) アドミッション・ポリシーに即した入試方法及び入試問題を作成する。
アドミッションセンターの整備充実を図る。(センター各部門)
共同出題の在り方について検討する。
- 3) 志願者の進路動向を適切に把握するために、高校教員等と連携した懇談会を充実する。
学内外における大学ガイダンス等の強化拡充を図る。
- 4) 大学院にあっては、種々のマスメディア等を通じ情報を公開し、研究室開放等を積極的に行い、研究意識の高い志願者の開拓に努める。
種々の手段を用いた情報公開、研究室開放等を積極的に行い、研究意識の高い志願者の開拓に努める。
各研究科の実施状況は、大学院教育改善検討チームで取りまとめる。

【 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 】

- 1) 各学部、研究科・専攻のカリキュラムが、それぞれの教育理念及び目標に即したものであるかどうかを検証し、必要に応じて改善に努める。
社会倫理・職業倫理等人格形成に不可欠な基礎教養を深めるカリキュラムを充実させる。
さまざまな文化や言語についての理解力・表現力等を養うカリキュラムを充実させる。

基本的な情報処理の技法やメディアリテラシー能力を高める授業支援体制を充実させる。
コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を高めるカリキュラムを充実させる。
専門教育との連携を強化し、専門教育と整合性ある基礎学力を効果的に身につけさせるための教養教育カリキュラム並びに教養教育担当体制を整備・充実させる。

成績評価の基準を各授業科目で掲げられた目標への到達度で計り、同時にその目標は各教育課程の教育目標に沿ったものとするとし、それにより各教育課程での教育目標に対する教員・学生の意識を高め、教育効果の向上を図る。

単位互換，インターンシップ，社会の要請に配慮した地域関連科目等の充実を図る。
前年度に設置したカリキュラム検討組織を中心に検討し，必要な教育施策を実施する。
各学部ならびに全学教育機構（共通教育）における取り組み状況は，全学教育機構高等教育システム開発部において取りまとめる。
研究科・専攻のカリキュラムが，それぞれの教育理念及び目標に即したものであるかどうかの検証について検討する。

- 2) 卒業生・修了生の進路状況調査と併せて，卒業生・修了生自身及び社会の評価を集約・解析する体制を設け，その結果を教育体制の改善に活かす。

平成 17 年度に各学部と全学教育機構に設置された評価情報分析室分室の活動の一環として継続する。

各学部と全学教育機構において「満足度」及び「卒業後の実態」に関するアンケート作りを行う。
また卒業後の卒業生への調査実施について同窓会との連携・調整を行う。
修了生自身及び社会の評価を集約・解析する体制の整備を検討する。

【 授業形態，学習指導法等に関する具体的方策 】

- 1) 平成 16 年度より e-Learning システムの積極的活用による，多元的・効果的な自主学習の環境整備を推進する。

学生が常時使用可能な無線 LAN 及び教室等電源コンセントの環境整備をさらに充実する。
e-Learning のプラットフォームの安定的運用を図り，コンテンツ提供に加え共通教育での学習支援，教育支援も含めた活用により，学生の利用機会を増やす努力をする。

- 2) 学生教育（相談）の一環としての退学勧告制度の導入をも視野に入れた，学生の自主的な学習意欲を促進する体制の整備を図る。

厳正な成績評価システムの構築に関する議論（退学勧告制度の導入の是非，単位制度実質化を実現する方法を含む）を，教育企画戦略チーム会議で行い教育研究評議会に付議する原案を作成する。

- 3) 国際的な言語理解能力を備えた人材の養成を促進するため，外国語による講義科目を開講する。

各学部と全学教育機構（共通教育）において外国語による講義科目を引き続き開講する。開講されていない学部については，開講に向けた準備を行う。

各学部と共通教育における取り組み状況を，全学教育機構高等教育システム開発部において取りまとめる。

- 4) 演習・実習・実験以外の講義科目についても双方向の少人数教育を促進する。

引き続き授業の受講生数並びに双方向性に関する点検を行い，必要に応じて改善を図る。

- 5) 自習室・情報機器室等の充実を図る。
各建物の自習室・情報機器室等利用状況調査の年次計画に基づき利用状況の検証を継続する。
- 6) 大学院にあつては、院生の国内外の学会等における発表機会を促進するための支援体制を整える。
院生の国内外の学会等における発表機会を促進するための種々の支援体制を整える。
各研究科の実施状況は、大学院教育改善検討チームで取りまとめる。
- 7) 大学院課程では、国際的に通用する研究発表・プレゼンテーション能力を高めるカリキュラム体制を強化する。
国際的に通用する研究発表・プレゼンテーション能力を高めるカリキュラム体制を強化する。
各研究科の実施状況は、大学院教育改善検討チームで取りまとめる。

【 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 】

- 1) 成績評価基準を明確にし、「シラバス」等を通じ学生に公表し、その一貫性、厳格性、透明性を確保するシステムをつくる。
シラバスガイドラインに沿ったシラバス点検を実施する。
厳正な成績評価システムの構築に関する議論（退学勧告制度の導入の是非、単位制度実質化を実現する方法を含む）を、教育企画戦略チーム会議で行い教育研究評議会に付議する原案を作成する。
- 2) 履修科目登録の上限設定などにより、単位制度の実質化を図る。
厳正な成績評価システムの構築に関する議論（退学勧告制度の導入の是非、単位制度実質化を実現する方法を含む）を、教育企画戦略チーム会議で行い教育研究評議会に付議する原案を作成する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【 適切な教職員の配置等に関する具体的方策 】

- 1) 「人事調整委員会」を機動的に運用し、教職員の有機的かつ効果的な配置を実現する。
教職員の定数の見直し(中期計画の策定)に伴い、有機的かつ効果的な配置について、人件費管理面からも対応できる柔軟な人事管理方策を人事調整委員会で検討する。
- 2) 教員の選考基準・方法を全面的に見直し、研究、教育、社会貢献、国際交流等の多様な選考基準を導入し、国の内外から公募する。
各部局における教員の選考基準・方法の実態を調査し、研究、教育、その他の諸基準についての具体的運用方法等について検討する。

【 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 】

- 1) 平成 16 年度から全学的な e-Learning システムを導入し、分散キャンパス間はもとより、他大学等外部との連携が図れるネットワークの整備を行う。
e-Learning のプラットフォームを利用した連携システムを検討し、必要な整備・改良を行う。
より機動的な連携を図るために、現 S U N S に代わる気軽に容易に誰でも利用できる授業連携システムの検討を行う。

2) 画像伝送システム，無線 LAN システム，視聴覚設備等の充実・整備により，利用環境の向上を図る。
施設環境部門で進めている各システムにおける施設・設備面での台帳化(データベース化)と連携し，
情報設備の充実方策を検討する。

3) 各キャンパスが地域の特性を活かした専門図書館としてのレファレンス機能を高度化しつつ，全学
の総合的な情報提供能力を強化したネットワーク型図書館を構築する。

各図書館のレファレンス機能の強化に着手する。

- ・ 図書館職員を対象としたレファレンス研修会を実施する。
- ・ 情報リテラシー教育充実のための職員を養成する。
- ・ 公立図書館等と連携して市民を対象とした情報リテラシー講習会を実施する。
- ・ 各分野の多様な資料に関する専門知識を習得するための長期的な人材育成計画を策定する。
- ・ 利用者サービスの強化及び業務効率化のため，グループ化の検討を行う。

ネットワーク型図書館の構築に着手する。

- ・ 共用性の高い研究用資料（電子ジャーナルや二次情報データベース等）を引き続き整備する。
- ・ 電子ジャーナル，データベースの説明会を実施する。
- ・ データベース等の利用状況を調査・分析するとともに，参考図書資料，レファレンスツールなどの調査・研究を行う。
- ・ 大型専門資料，共用性の高い図書コレクションの購入について検討する。
- ・ 教育内容，学習ニーズとマッチした図書資料の整備を系統的に行う。
- ・ 学習環境の整備（開館時間延長，自動貸出装置導入ほか）

【 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 】

1) 各学部に「学生による授業評価」「在・卒業生に関する追跡調査」「外部評価」等の調査分析結果に
基づく教育体制改善のための仕組みを設け，その機能状況を検証する。

各学部と全学教育機構に設置されている評価・分析室分室の活動を継続する。

2) 各学部及び高等教育システムセンターのFDを組織的に推進する。その一環として，教員相互の授
業のピアレビューを積極的に推進する。

引き続き各学部ならびに全学教育機構によるFDを実施する。

授業のピア・レビューを，引き続き推進する。

FDの実施状況について点検・評価を行い，必要に応じて改善を行う。

3) カリキュラム及び教育方法の全面的な見直しを行いつつ，本学特有の基本教育プログラムを創出す
る。

各学部の「カリキュラム検討組織」における議論も踏まえつつ教育戦略企画チーム会議において
議論し，「本学特有の基本教育プログラム」について一定の具体的成案を得る。

4) 教育の向上に貢献した教員に対する「教育業績評価」のシステムを導入する。

教育評価を含めた教員の個人業績評価の実施方法を確定する。

【 教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 】

1) e-Learning の教育効果をより高めるためのコンテンツの開発を進める。

平成 17 年度までの実績に加えて，さまざまな e-Learning コンテンツを部局毎に作成し，その利

用を学部の特質に合わせて具体化する。

コンテンツ開発のための支援方策（FD，開発援助，機器の整備など）について，組織整備も含めて検討し，必要な改善・充実を図る。

- 2) FDの全学的な取り組みを促進し，公開モデル授業等を通じた教員の研修体制を実質化する。
全学的なFDを引き続き実施する。
授業のピア・レビューを引き続き推進する。
FDの実施状況について点検評価を行い，必要に応じて改善を行う。
- 3) 全学にベストティーチャー制度を設ける。
各学部と全学教育機構（共通教育）におけるベストティーチャー賞の具体的な実施方法について結論を得る。
- 4) 教員による研究成果やその著作物を活用して教育活動を活性化する方策を検討する。
各学部と全学教育機構（共通教育）において，組織的な施策を取りまとめる。

【 全国共同教育，学内共同教育等に関する具体的方策 】

- 1) 国内外大学間の単位互換制度の充実をさらに推進する。
引き続き単位互換制度の整備と実施に努める。
各学部における実施状況については，全学教育機構高等教育システム開発部において取りまとめる。
- 2) 既存のSUNS施設を改善し，キャンパス間ブロードバンドを有効活用して，5キャンパス間を連携した機動的な教育体制を構築する。
引き続き，e-Learning等を用いて，5キャンパス間の連携による教育を推進する。

【 教育体制の見直しに関する具体的方策 】

- 1) 本学の新たな教育戦略を策定し，教育体制及び実施組織を根本的に見直す。
引き続き，教育戦略企画チーム会議において議論し，一定の成案を得る。
- 2) 高度専門職業人養成に対する多様な社会的ニーズに応えるために，文科系専攻を中心として大学院修士課程の教育課程，教育組織の見直しを行い，成案を得る。
高度専門職業人養成に対する多様な社会的ニーズに応えるために，文科系専攻を中心として大学院修士課程の教育課程，教育組織の見直しを行う。
各研究科の実施状況は，大学院教育改善検討チームで取りまとめる。
- 3) グローバルな視点から高度専門職業人教育に対応するために，インターネット大学院に英語による履修コースの導入を検討する。
グローバルな視点から高度専門職業人教育に対応するために，インターネット大学院に英語による履修コースの導入を検討する。
各研究科の実施状況は，大学院教育改善検討チームで取りまとめる。
- 4) 先端研究部門の研究及び研究者養成を効果的に行うために，大学院博士課程のカリキュラム，専攻等を抜本的に見直す。
先端研究部門の研究及び研究者養成を効果的に行うために，大学院博士課程のカリキュラム，専

攻等を抜本的に見直すための各種教育的施策を実施する。
各研究科の実施状況は、大学院教育改善検討チームで取りまとめる。

【 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項 】

- 1) 地域・地方自治体等と連携した教育・研究を積極的に推進するために「地域社会教育研究支援室」を設置する。(人文学部)
地域連携オフィス(旧仮称:地域連携センター)を中心として、安曇野市(旧穂高町を含む)、塩尻市等との連携を強化する。
安曇野市、塩尻市等との連携のもと、地域価値創成のための基礎研究を推進する。前年度発刊した『地域ブランド研究』を地域価値創成研究のための専門誌として継続して刊行する。
- 2) 信州の自然・山岳を体験的に教材として教育研究に利活用する体制を整備するとともに、これを「サイエンス」の体感を通じた地域社会との恒常的な交流・連携にも活用する。(理学部)
「信州自然史科学資料館」準備委員会による設立準備作業を継続して実施するとともに、現有の資料の整備、充実を図る。学部、大学院工学系研究科(修士課程)、総合工学系研究科(博士課程)における信州の自然・山岳を体験的に教材として教育研究に利活用する体制を整備するため、教育 GP、学内教育 GP 等に申請する。全学の「山岳科学総合研究所」の事業に協力する。毎年度継続して開催している「信州自然誌科学館」(「自然のおどろき」、「自然のなぞ」、「自然のふしぎ」、「自然はまわる」等のシリーズ)を平成 18 年度も開催する。
- 3) 高度専門職業人の養成に際し、客観的な評価体制を整備するために、客観的臨床試験(OSCE)に準じた評価システムを構築する。(医学部保健学科)
保健学科の一部で既に試験的に実施している教員及び学生を模擬患者とした客観的臨床試験(OSCE)の導入を拡大する。
- 4) 自然と共生し、フィールドとそれに根ざした農林業の教育力を高め、食と緑に係わる学部の資源を学部・大学院教育、生涯教育、地域連携に活用する教育研究拠点形成する。(農学部)
カリキュラム管理委員会において、カリキュラム及び教育体系を構築する。
「食と緑の科学資料館」設置の努力を継続する。
研究プロジェクト推進委員会において、プロジェクト研究推進についての検討を開始する。
- 5) 大学院における国際連携教育を推進するために、英語によるカリキュラム、国際的単位互換制度等を導入する。(繊維学部)
英語によるカリキュラム実現には一定数の受講者を確保しなければならないが、留学生が少ない現状では一定数の日本人受講者を想定しなければならない。目標達成には一般学生の英語能力の向上が必要条件になる。21年度の目標達成へ向け、3年かけて学生及び教員の英語能力向上に取り組む。18年度は、学生の能力向上を図るため、学部1年次の英語教育を TOEIC を達成度評価に使う山口大学方式に改革する。また、教員の能力向上を図るため、定期的な実用的な講習会、FD ワークショップを実施する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【 学生支援センターの設置 】

現在の学生センターを整備・充実し、「学生支援センター」に改組する。
学生総合支援センター担当事務部を設置して担当職員の充実を図る。

【 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 】

- 1) 教員が学生をきめ細かく指導するチュートリアル・システム及びオフィス・アワーを全学的に導入する。
オフィス・アワーは継続する。
各学部及び全学教育機構（共通教育）において、チュートリアル・システムの導入と実施状況について引き続き検討し、取りまとめる。
法曹法務研究科においては、通常のオフィスアワーに加えて、単独又は複数の教員が講義室で学生からの質問等に対応する「クラスアワー（仮称）」を設ける。
- 2) 教室内外における学生の主体的な学習意欲を増進する環境を順次整備する。
戦略企画室の下、教育戦略企画チーム会議での検討及び教育研究評議会の承認を経て、学生の主体的な学習意欲を増進する環境整備の方策を定める。
上記の方策に基づき、全学教育機構及び各学部でこれを順次実施する。
- 3) 学生の課外活動施設や交流スペース等の充実を図る。
学生の課外活動施設や交流スペース等の整備・充実を図る。
- 4) 在学生による「新入生に対する何でも相談窓口」を開設する。
在学生による「新入生に対する何でも相談窓口」を開設する。（4月入学式翌日から1週間）
- 5) サークル活動に対する表彰制度の整備・充実を図る。
新学生表彰制度を実施する。
- 6) サークル活動等に対して物心両面にわたる支援体制を整備する。
構築した支援組織の整備・充実を図る。
- 7) NPO、NGO 等との連携を図りつつ、ボランティア情報の収集・提供、受け入れ機関との連絡調整など、学生の自主的活動を積極的に支援する体制を構築する。
平成18年4月より発足する学生総合支援センターにおいて、学生の自主的活動を支援する体制の整備・充実を図る。
- 8) ボランティア活動に対する単位認定及び養成講座を開設する。
ボランティア関連授業を引き続き開講し、必要に応じて拡充に努める。

【 生活相談・就職支援等への対応に関する具体的方策 】

- 1) カウンセリング体制を充実し、学生相談担当職員のカウンセリング研修を実施する。
カウンセラー配置等の見直しを行い学生及び教職員のカウンセリング体制の充実を図るとともに、メンタルヘルス講演会・メンタルヘルス連絡会を開催して学生相談担当職員等によるメンタルヘルス支援体制の整備充実を目指す。また、新入生を中心としたメンタルヘルスクリーニングを実施して、メンタルヘルス支援体制の充実を図る。
- 2) 留年生・休学者・不登校学生に対する情報収集と分析を行い、迅速に対応する。
留年生・休学者・不登校学生に対する情報を収集し、分析を行い、必要な助言等により、各学部・大学院学生に対する指導教員等による適切な対応を助成する。

- 3) 学生アルバイト，寮生活，地域とのトラブルなど，学生生活全般にわたって相談に応じる。
平成18年4月より発足する学生総合支援センターにおいて，学生生活相談体制の整備・充実を図る。
- 4) 学生相談機関と学内外の諸機関との連携・強化を図る。
学生相談機関と学内外の諸機関との連携・強化を図り，相談者に対して速やかに対応する。
- 5) 保健管理センターを健康安全センターに名称変更し，学生の身体的・精神的・社会的な自立支援のため，教育的視点から系統的な「人間教育・健康教育」の充実を目指す。
学生の身体的・精神的・社会的な自立支援推進のため，学生だけでなく教職員を対象に含めた支援体制の充実を図る。
健診データ管理の一元化のための体制整備を検討する。
学生・教職員を対象とした，健診後の有所見者フォロー体制の充実を図る。
- 6) 在学生，卒業生を含めた就職指導及びフォローアップ体制の充実を図る。
キャリアサポートセンターを設置して体制の充実を図る。
キャリアサポートセンター担当事務部を設置して担当職員の充実を図る。
- 7) 就職相談・情報提供システムの充実，インターンシップの支援，キャリア形成への支援など，全学的な就職指導体制の拡充・整備を図る。
キャリアサポートセンターを設置して体制の充実を図る。特に就職相談部門の充実を図る。
インターンシップ・キャリア形成等の支援体制の整備を図る。
- 8) 同窓会・後援会組織等との連携を強化する。
平成16年11月に設置された信州大学同窓会連合会の役員会において，引き続き，同連合会の組織体制及び具体の活動内容等について検討を願う。

【 学生の経済的支援体制の充実に関する具体的方策 】

本学独自の奨学金制度の導入を検討し，成案を得る。

独自の奨学金制度の導入を検討する。(素案作成)

【 社会人・留学生に対する配慮に関する具体的方策 】

- 1) 大学院設置基準第14条特例の実施とともに，(工学系)インターネットコースや(経済)イノベーション・マネジメント専攻 夜間主コース 等の拡充・整備を図る。
引き続き，大学院設置基準第14条特例の実施や，(工学系)インターネットコースや(経済)イノベーション・マネジメント専攻 夜間主コース 等の拡充・整備を図るための具体的方策について検討を行う。
各研究科の実施状況は，大学院教育改善検討チームで取りまとめる。
- 2) 欧米からの留学生受け入れの増加を図るため，各学部(研究科)独自の短期留学科目を充実するとともに，日本社会の現状を体験学習させるインターンシップ科目の開設を検討する。
短期留学生のための授業，日本語研修コース国際理解専攻の授業の充実について検討する。
- 3) 留学生宿舎不足を解決するための手段として，学生寮への留学生の入居等を検討・実施する。
学生総合支援センター，関係委員会と連携し，国際交流会館・学生寮への日本人と留学生の入居

のあり方を検討する。

- 4) 留学生センターを中心に、各学部留学生担当教員や就職委員会等関係委員会との連携・協力を推進し、日本語教育、修学上・生活上の指導助言・就職相談等の体制を充実強化する。
国際交流センターを中心に、各学部留学生担当教員や就職委員会等関係委員会との連携・協力を推進し、平成16年度に実施した検証に基づき、より効果的な支援を図る。

- 5) 留学生の卒業（帰国）後のフォローアップ体制を整備する。
留学生卒業後のフォローアップ体制（データベース構築、信州大学情報の提供、国別同窓会の設立など）の確立を図る。
海外同窓会を企画し、情報提供をする。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【 目指すべき研究の方向性 】

- 1) 世界的な研究拠点を目指すことができる高度かつ特色ある研究分野のさらなる拡充・整備とともに、プロジェクト研究の推進、専攻や部門間の連携等による研究領域の総合化、学際化及び活性化等を図る。

21世紀COEプログラム「先進ファイバー工学」の最終年度としての総括を行う。

19年度以降のポストCOEへの移行のためスーパーCOEへの応募などを積極的に行う。

17年度に引き続き、総合工学系研究科で融合領域の研究等を推進する。

カーボン科学研究所を世界的な研究拠点とすべく充実を図る。

- 2) 学長のリーダーシップのもとに、本学におけるこれまでの研究の蓄積や人的、物的及び地理的条件を活かした独創的な研究分野を選定・組織化し、施策を推進する。

山岳科学総合研究所と総合工学系研究科との連携を深め教育・研究を充実させる。

奨励研究員・アソシエイト研究員制度の充実を図る。

イノベーション・マネジメント研究・支援センターの活動を推進する。

- 3) 高度で個性的な研究を世界水準レベルで遂行したり、産学官連携で成果の得られるプロジェクト研究の企画・立案を行うなど、全学的な研究戦略を策定する体制を整備する。

高度で個性的な学内のシーズを、世界的な水準となるようにするための資金として、文部科学省や他省庁の補助金の獲得を目指す。

- 4) 基礎科学分野においては、長期的視点からの研究育成と研究成果の蓄積を目指す。

戦略企画室のもとに置かれている研究戦略企画チームにおいて、大学への社会的な要請である長期的な視点からの基礎科学分野の研究について、研究育成（開発）と研究成果の蓄積の具体的な分析を行う。

- 5) 人文・社会科学分野においては、学術的に高い研究成果を産み出すことに止まらず、さまざまな形で研究成果が人々に活かされ、文化面、政策面で社会に貢献することを目指す。

地域連携オフィスの活動を実質化させ、県内自治体・企業等との共同研究を積極的に実施する。

安曇野市（旧穂高町を中核として）、塩尻市等との連携に基づく文化的・学術的な研究を推進する。

紀要の電子化・学部HP等のメディアや、県内自治体等と共催したセミナーなどを通じて、社会

貢献に寄与する研究成果公開の方策を検討する。

研究成果の社会への発信を引き続き試行する。

大学院イノベーション・マネジメント専攻で実施しているカフェゼミなど大学院授業の公開を引き続き実施する。

研究成果などについてホームページを通じた情報発信の充実

社会人を中心とする修士課程での研究成果の発表を広く地域社会に公開し、成果の還元を図る。

中央政策官庁並びに地方自治体や公共団体において審議会などへの参画を引き続き推進し、研究成果及び専門知識に基づく政策面での社会貢献を続行する。

【大学として重点的に取り組む領域】

1) ナノテクノロジーに関連した研究領域(工学部, 繊維学部)

長野・上田地区の知的クラスター創成事業の中核拠点形成

中間評価において最高レベルの評価を得ている事業の最終年度としての総括を行う。

ポスト「スーパークラスター」への移行のための準備を進める。

2) 先進ファイバー工学の研究領域 COE 形成領域 (大学院総合工学系研究科 博士課程)

COE の最終年度としての総括を行う。

ポスト COE, 「スーパーCOE」への拡充を図る。

3) 臓器移植・再生医工学の研究領域(大学院医学研究科 博士課程 独立専攻)

循環器病再生医学講座(寄附講座)の最終年に当たり,成果発表を兼ねた市民公開講座を開講し,寄附講座の継続を目指す。また,医学部附属病院循環器内科と連携し,外部資金の獲得に努め,心血管疾患に対する再生医療研究の充実とその臨床応用について検討する。

農学部及び繊維学部と連携し,免疫研究チームを立ち上げ研究テーマと役割分担等について具体的に検討する。

産学官連携推進本部,株式会社信州TLO等との協議のもとに特許に基づいた技術シーズの実用化に向けた展開を行う。

4) 加齢適応医科学の研究領域(大学院医学研究科 博士課程 独立専攻)

熟年体育大学の基礎医学的研究支援:運動効果を血液生化学的に解析し,個別運動処方について遺伝子レベルで検討する。

他省庁等の補助金,地方自治体等との連携,コンソーシアムやベンチャー企業活動により研究の充実を図る。

5) 機能性食料開発学の研究領域(大学院農学研究科 修士課程 独立専攻 大学院総合工学系研究科 博士課程)

17年度に引き続き,総合工学系研究科・医学部との連携,またJA長野等との連携による教育研究を推進する。

6) イノベーション・マネジメントの研究領域(大学院経済・社会政策科学研究科修士課程 独立専攻)

専門職大学院へ向けて,教育・研究の充実を図る。

地域・社会への貢献を目指し,教育研究成果の社会への発信を促進する。

イノベーション・マネジメント研究・支援センターのシンポジウム・研究会等による教育・研究活動を推進する。

- 7) 信州のフィールドを活かした、自然と人間との共生を追求する新たな学問領域「山岳科学」の創造

総合工学系研究科「山岳地域環境学専攻」との連携により、教育・研究活動の促進を図る。

【 成果の社会への還元等に関する具体的方策 】

- 1) 大学院においては、高度専門職業人の養成に力点を置き、出口保証を十分に意識し、本学と卒業生の受け皿組織との連携等を充実させる。

各研究科においては、本学と卒業生の受け皿組織との連携等を充実させるための具体的施策に取り組む。

各研究科の実施状況は、大学院教育改善検討チームで取りまとめる。

- 2) 社会人教育や産学官連携教育研修システム及び医療人生涯研修システムの確立など、社会のニーズに迅速かつ効果的に対応しうる運営組織を検討する。

社会人教育に関し地域社会のニーズを分析するとともに、生涯教育を一元的に統括する窓口体制の整備について検討する。

- 3) 研究理念・目標、研究成果と意義、研究者の研究概要等を分かり易く工夫し、電子情報やメディアを通して、教職員、学生及び広く学外へ情報発信し、研究成果の社会への還元に努める。

研究者の研究概要・業績、地域社会や産業界との連携情報を登録したデータベース「教育研究者総覧」について、システム・内容の利便性を検証するとともに、研究者に定期的な情報更新を呼びかけ、リアルタイムな情報発信に努める。

広報の視点から、情報発信の分かり易さと効果について、担当理事を中心に、現状分析や検討に基づき、時宜にかなった方策を策定し、段階的に実施する。

- 4) 教員の研究成果や業績等を事業活動や出版活動に発展させる方策を検討し、可能なところから実行する。

教員の研究成果や業績等を事業活動や出版活動に発展させる方策のあり方を検討するためのワーキング・グループの設置について、前年度の事業計画に引き続き検討する。

【 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 】

- 1) 研究教育活動実績等のデータベース化と公表により社会的評価を受ける。

大学評価情報データベースによる研究教育活動実績等の蓄積及び公表を行う。

- 2) 教員個人や研究組織等の研究成果・業績を学外者等がピアレビューするシステムを構築し、機能させる。

教員個人の研究成果・業績を含めた教員の個人業績評価の実施方法を確定する。

教員個人や研究組織等の研究成果・業績について大学評価・学位授与機構の学外者等によるピアレビュー（認証評価）を受けるため、自己点検・評価を開始する。

- 3) 先端的研究分野においては、国際的な研究評価を実施する。

先端的研究分野における国際的な研究評価の実施に向けての実施方法及び内容の検討を開始する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

【 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 】

- 1) 研究体制や研究支援体制について、学外者がピアレビューするシステムを構築する。

研究体制及び研究支援体制について大学評価・学位授与機構の学外者等によるピアレビュー（認証評価）を受けるため、自己点検・評価を開始する。

- 2) 学長のリーダーシップのもと、上記の検証結果などを踏まえ、教員等の柔軟な再配置とその不断の点検評価システムを構築・運用する。

教員等の柔軟な再配置を可能とする人事管理方策を人事調整委員会、人事制度ワーキング・グループ等で検討する。

- 3) 教員の任期制の導入を各分野の実情に応じて拡大し、より高度な研究の達成を目指す。

前年度までの調査結果に基づき、任期制の趣旨及び導入効果等について検討し、任期制の導入・拡大を戦略的見地から検討する。

大学及び部局のより高度な研究達成及び教育達成を実現させるために、教員の個人業績評価を活用するための具体的手法について検討する。

- 4) 任期制に加えて、各分野の実情に応じて研究者の流動性を高め、研究組織の活性化を図るための方策について検討し、実施に移す。

研究組織の活性化を図るために、教員の教育研究に対する具体的な評価項目と評価の活用方法について、人事制度ワーキング・グループで検討する。

研究者の流動性の実情について学内・学外の状況について実情調査を行うとともに、戦略的有効性について点検する。

- 5) 研究支援体制の一つとして、学内外の組織や資金を利用したポストドクトラルフェローシップの体制を整備し、その充実を図る。

学外のポストドク制度の情報を収集する。

- 6) 研究支援のために、学内外の組織や資金を利用して、高度技術者を雇用しうるシステムを検討し、整備を図る。

前年度の事業計画に引き続き、研究支援体制を見直す組織を中心に研究支援のための高度技術者体制がどうあるべきか情報を収集する。

【 研究資金の配分システムに関する具体的方策 】

学長あるいは学部長がリーダーシップを発揮するための裁量的経費を十分に確保するとともに、研究資金等を重点配分するシステムを整備・充実する。

策定されたシステムの見直し、検討を行い充実させる。

【 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 】

- 1) 研究に必要な設備や大型機器の有効活用の運営体制を整えとともに、設備・機器の整備を計画的に推進する。

ヒト環境科学研究支援センター機器分析部門と連携し、大型機器等の利用の手引きに基づいて有効利用を図るとともに、機器の更新について検討する。

- 2) 山岳科学の総合的研究を推進するため、教育研究を支援する諸施設の整備・充実を図る。

山岳科学総合研究所の組織整備について、現行の規程、事務部門の体制、位置付け等の検討を行う。

- 3) ヒト環境科学研究支援センターの充実を図り、全学的な研究支援体制を整える。
組織D I Gで検討した事務組織の検討作業と連携し、ヒト環境科学研究支援センターの広報活動の充実を図るとともに、効率的な事務体制等について検討する。

【 知的財産の創出・取得・管理及び活用に関する具体的方策 】

- 1) 全学の産学官連携体制の充実を図るとともに、(株)信州TLOや信州大学の研究組織等と協力して信州大学教員等の知的財産を管理・活用する組織を整備する。
特許管理システムの有効活用により、ナノテクIT部門及びライフサイエンス部門並びに(株)信州TLOとの連携を円滑に行い、知的財産の管理活用体制を強化する。
- 2) 信州大学の特徴を活かして、製造部門(工学部、繊維学部が中心)及びゲノム・バイオ・ライフサイエンス部門(医学部、農学部、理学部が中心)を主とした二つの知的財産管理部門を設立し、その両者を効果的に運用するシステムを確立する。
ナノテクIT部門及びライフサイエンス部門を効果的に運用するため、相互連携による研究発表会を開催する。

【 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 】

- 1) 研究活動に関する自己点検・評価、学外者によるピアレビュー、及び第三者評価機関による評価を定期的実施し、その結果を公表するとともに、その結果を受けた改善状況をモニターし着実な改善を促す体制を確立する。
研究活動を含めた全学の活動状況について大学評価・学位授与機構の学外者等によるピアレビュー(認証評価)を受けるため、自己点検・評価を開始する。
- 2) 評価結果を踏まえ、学長のリーダーシップのもと各種資源を重点配分し、世界的研究拠点形成など研究活動の質的向上を図るためのシステムを構築し、機能させる。
産学官連携・地域連携を機能的に推進するため、総務部研究推進課と総務部総務課でそれぞれ担当している関連業務を窓口一本化により対応するため研究推進部に組織換えし、産学官連携・地域連携の効率的な推進を図る。
策定されたシステムの見直し、検討を行い充実させる。

【 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 】

- 1) 全学の研究設備や施設を民間や産業界、あるいは他大学との共同研究に利用できるように引き続き、地域共同研究センター及びサテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー(SVBL)、浅間リサーチエクステンションセンター(AREC)及び長野市ものづくり支援センター(UFO - Nagano)等の活用により、共同研究の推進を図る。
- 2) 全学の共同研究プロジェクトや、他大学、他研究機関の施設を利用する共同研究プロジェクトを推進するため、流動性の高い教員組織に整備する。
全学的共同研究プロジェクトや他大学等の施設を利用した共同研究プロジェクトを推進するための情報収集と情報発信のあり方を検討するとともに、流動性の高い教員組織の整備に向けて人事部門との協議を検討しながら情報収集を行う。

【 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項 】

- 1) 医学部は、大学院医学研究科の個性化を図り、なかでも臓器移植細胞工学医科学系と加齢適応医科学系の二つの独立専攻における研究の高度化と、これらの研究領域の国際的研究・教育を担う後継

者の育成に努める。

臓器移植細胞工学医科学系

- ・教育研究業績についての自己点検及び外部評価のための資料作成し、外部評価を受け、自己点検及び外部評価報告書を発行する。
- ・大学院生による授業評価及び研究指導評価のためのアンケート調査を実施する。

加齢適応医科学系

- ・スポーツ医科学分野を中心とする健康増進指導者育成を目的とする修士課程の e-Learning システムの確立と再整備を行う。
- ・加齢適応医科学系専攻は学年進行 4 年目であり、設置時の理念・目標に沿って、後継者育成のための教育研究の継続とともに、病院に設立された先端予防医療センターと連携した教育研究体制の検討をする。
- ・外部評価点検を検討する。

- 2) 工学部は、これまでの研究成果を活かして、カーボンナノチューブに関する世界的な研究拠点を形成する。

平成 17 年度に設置された信州大学カーボン科学研究所が世界的な研究センターとなるために、研究所の組織充実策について引き続き検討する、欧米等世界でカーボンナノチューブを研究している拠点との連携を強め、研究所の 3 部門における先駆的なカーボン科学研究の充実を図り、成果の企業移転をよりスムーズに行うための企業面談を充実させる。

- 3) 繊維学部は、21 世紀 COE プログラムを推進し、先進ファイバー工学の世界的研究拠点を構築する。

21 世紀 COE プログラム「先進ファイバー工学」の最終年となるので成果を取りまとめる。国際的先進ファイバー工学拠点として、前年度の国際評価を受け、研究者組織・教育組織の機構改革を策定する。

21 世紀 COE プログラム国際シンポジウムを主催する。

ポスト COE プログラムに相当する新たな取組みを推進する。

21 世紀 COE プログラムとして、大学間連携、産学官連携室の活動を推進する。

大学院に繊維技術士連携講座を設置し、国際的な高度専門職業人養成の基盤を整備する。

パイロットファクトリーの新設に向けた取組みを継続する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

【教育研究における社会との連携に関する具体的方策】

- 1) 生涯学習を一元的に統括する体制を整備し、多様な社会的ニーズに応えうる総合的生涯学習プログラムを作成し、段階的に実施に移す。

前年度に引き続き地域のニーズ調査を実施し、その分析結果に基づいて生涯学習プログラムの策定に着手する。また、生涯教育を一元的に統括する体制の整備について検討を開始する。

- 2) 教育研究成果を社会的に還元するために、出前講座、市民開放授業、公開講座、テレビ放送公開講座等のプログラムを見直し、さらに充実・発展させる。

大学の生涯学習プログラム策定の一環として、出前講座の見直し及びテレビ放送公開講座の在り方の検討について着手し、また、新しいプログラムの導入の検討、段階的な実施を進める。

地域に密着した大学の実現のために、アンケート調査結果等を分析し、新しい市民開放授業の在り方を探求し、提案する。

- 3) 地域における学術情報の中核的拠点として、附属図書館の開放をさらに拡大する。また、教員による研究成果の出版と本学独自の教材の開発・出版を促進するために、大学出版会の設立を検討し結論を出す。
- 地域における学術情報の中核的拠点としての附属図書館の検証及びさらなる開放を推進する。
- ・各館の立地地域を対象として長野県関係の学術的図書資料等を収集
 - ・公立図書館等との連携を強化する。
 - ・近隣国立大学との連携を図るため、北信越地区国立大学図書館協会総会を開催する。
 - ・小谷コレクション等の展示会を実施する。
 - ・ボランティア導入の目的・対象業務を検討し、導入体制を整備する。
- 教員による研究成果の出版と本学独自の教材の開発推進の検討を行う。
- ・出版会を設立している中規模大学に対し、活動状況等についてアンケートを実施する。
 - ・本学の特色ある資料、「小谷コレクション」「多湖文書」や絵画等の整備・補修を行う。
- 4) 地域連携のための学内支援組織を基盤として、自治体、住民組織、NPO等と連携して、生涯学習の推進、公共政策の立案協力、地域社会の健康・福祉の向上、地域問題の解決等に対して、全学的に支援する体制を構築する。
- 平成17年度に設置した地域連携スタッフ会議を中心に各学部地域連携担当教員と連携して、生涯学習の推進、公共政策の立案協力、地域社会の健康・福祉の向上、地域問題の解決等に対する全学的に支援する体制の構築の検討を開始する。
- 5) 県内の他大学等との間で、地域貢献や単位互換制度等に関する連携について協議を進め、合意を得たものから実施に移す。
- 引き続き、県内の公私立大学等との連携により締結した単位互換制度を円滑に実施する。
- 6) 長野県環境保全研究所、大町山岳博物館等との研究面での連携を進め、長野県の自然環境保護に積極的に協力する。
- 平成17年7月に大町山岳博物館と研究面での研究協力協定が締結された。これを機に山岳科学総合研究所の在り方の検討を行うとともに、広範な山岳科学分野での共同研究内容について検討する。
- 7) 知的クラスター創成事業の中核的拠点として独創的な研究活動を推進し、地域産業界への技術移転等により産業の振興と活性化を図る。
- (株)信州TLOと連携し、知的クラスター創成事業のこれまでの研究成果を地域産業界等へ積極的に技術移転等を行う。
- 8) 研究成果や研究環境を地域・企業等に還元することを目指し、事業化・起業化を視野に入れた産学官連携支援施設を拡充してインキュベーションを推進する。
- 平成17年度に設立した長野県大学発ベンチャー支援ネットワークの活用により、ベンチャー企業の立ち上げを推進する。
- 9) 県内財団との連携により産学連携の掘り起こしを促進し、地域と連携したフォーラム、セミナー等を開催する。
- 長野県テクノ財団等の関係団体との連携により、産学連携を推進することを目的とした産学マッチングイベントに積極的に参加し、大学の最先端技術シーズなどの研究成果を発表する。また、毎年開催している地域連携フォーラムを継続して行う。

- 10) 知的財産の保全と活用を一貫して行う体制の充実を図る。
長野県テクノ財団，(株)信州TLO等と連携を強化しさらに積極的に活動するとともに，随時情勢にあった見直しを検討する。
- 11) 官公庁，地方公共団体等の各種審議会や調査活動に積極的に参加し，行政の発展・改善に寄与する。
地域連携スタッフ会議を中心に，公共政策の立案協力等に対する全学的支援方法について検討する。
- 12) 個人起業家に専門的・技術的アドバイスを行って優れたアイデアや発明の商品化を支援する。
長野県大学発ベンチャー支援ネットワークを活用して，ベンチャー起業の支援を積極的に行うとともに，従来から地域共同研究センターで行っている創業支援事業を継続して行う。
- 13) 専門職・技術者等の知的要求に応え，技術相談，教育相談，セミナー，講演会等を開催する。
引き続き，産学官連携推進本部において定期的に知的財産セミナーや産学連携に関する講演会等を企画し開催する。

【 教育研究における国際交流・協力等に関する具体的方策 】

- 1) 国際交流の統括的支援体制の整備・充実を図り，本学の中・長期的国際戦略を構築する。
国際交流の総括的支援体制の整備・充実を順次図るとともに，引き続き国際戦略ポリシーを策定するための情報収集を行う。
- 2) 国際交流に当たる職員等の研修プログラムを作成し，各種研修制度を活用した国際交流スタッフの養成を図る。
人事研修部門と連携して，国際研修プログラムについての情報収集を行う。
- 3) 教育面での国際交流を量的・質的に充実させ，留学生の受け入れ及び本学からの海外留学生数を増大させる。また，そのためのバックアップ体制を充実させる。
ホームページを通じた情報提供や「海外留学資料コーナー」を更に充実する。
短期の交換留学制度の充実について検討し，本学の学生には「留学説明会」を開くなど，留学への動機付けを行う。
国内の日本語学校などに積極的に働きかけ，優秀な学生の信州大学受験に協力してもらう。
- 4) 大学間国際交流協定の見直しと活用を進め，短期留学生の相互受け入れを拡大する。
戦略的視野に立った上で積極的に協定締結を進める。
各学部・研究科における短期留学コースの開設の可能性を調査する。
- 5) 国際交流施設の拡充について検討する。これに加えて，地域社会との連携・協力のもとで，留学生の生活面での支援体制を拡充させる。
既存施設の活用による国際交流の推進。また，地域との協力のもとで，留学生の生活面での支援体制を拡充する。
- 6) 留学生卒業後のフォローアップ体制を検討し，実施する。
留学生卒業後のフォローアップ体制（データベース構築，信州大学情報の提供，国別同窓会の設立など）の確立を図る。

海外同窓会を企画し、情報提供をする。

- 7) 教員の海外派遣及び外国人研究員の受け入れを増大させる。また、教員の国外での研修機会を増大させる。

教員の海外派遣及び外国人研究員の受け入れ、さらに教員の国外での研修機会を増大させるための経費、環境面などについての検討を行う。

- 8) 外国人教職員の採用を積極的に進める。特に、最先端分野において、若手外国人研究者の登用を積極的に進める。

最先端分野における若手研究者、特に外国人研究者の採用及び人事の動向について調査を継続するとともに、国際的な人材交流について大学としての戦略面からの検討を行う。

- 9) 国際学会、国際シンポジウム等の開催を推進し、本学を起点とした研究面での国際交流を活発化させる。

「信州大学国際シンポジウム 2006」を企画立案し、実施する。

- 10) 地域に居住する外国人とその家族、帰国子女に対する教育支援のあり方について検討し、公的機関等に対して必要な支援を行う。

教育支援のあり方について具体策を検討し、公的機関・ボランティア組織等と協力して必要な支援を行う。

日本語教育面での支援を重点的に行う。

- 11) 公的機関や地域団体と連携・協力して、開発途上国等に対する技術協力や教育面での協力を積極的に推進する。

どのような国際開発協力活動への参画が可能か、情報収集やセミナー参加を積極的に行う。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【 附属病院マネジメント改革に関する具体的方策 】

- 1) 病院長の専任化を検討し、病院の管理運営の最高責任者として予算執行権、人事権などの権限を強化する。

病院長の専任化の実施に向けて規程を検討する。

- 2) 救命救急医療体制の重点的整備を図る。

高度救命救急センターの設置を検討する。

- 3) 特定機能病院の機能を充実させるため、患者数に対応した医療従事者の配置見直しを行うとともに、保健学科教員の診療協力の推進を図る。

医療従事者の配置見直しを実施する。

(診療稼働額に対応した医療従事者の配置；臨床工学技士(2名)、診療放射線技師(1名)、理学療法士・作業療法士(各1名))

医学部保健学科教員の診療従事対応予算について当初予算を計上する。

【 医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策 】

- 1) 診療評価基準を制定し、スタッフの適正な評価を行う。

診療評価を実施する。

- 2) 第三者評価機構による病院機能の客観的評価を受ける。
平成21年度機能評価（更新）に向けた検討を行う。
大学病院間における相互チェックを実施する。
- 3) 職員の労働環境の改善及び診療実績に相応しい待遇改善に努める。
医員及び臨床研修医の処遇改善について検討を行う。
- 4) 経営面における病院長補佐体制の充実を図る。
経営委員会の助言を基に、基本戦略の立案及び収益性の向上等、病院の充実強化を図る。
- 5) 経費の節減と病院収入の増加に努め、病院経営の改善を図る。
医薬品・医療材料・検査薬品等について競争性を確保した新たな契約方法の調査・検討を行い、経費の節減を図る。
増収対策の打ち合わせ会及び調査を実施するために、管理会計による収支分析資料を用いる。
- 6) 戦略企画室及び経営分析室の体制を充実させる。
部門別原価計算及び患者別疾患別原価計算のデータ精度をさらに高め詳細分析を実施する。
- 7) 医療事故防止マニュアルの見直し（随時）、院内研修会の実施と院外研修会への参加、大学病院間の相互チェックの実施及び院内感染対策の充実など、リスクマネジメントの強化に努める。
医療事故防止マニュアルの見直しを行う。（随時）
院内研修会の実施と院外研修会へ参加する。
大学病院間の相互チェックの実施及び院内対策を充実する。

【 良質な医療人養成に関する具体的方策 】

- 1) 新医師臨床研修制度に基づく研修を、関連病院等の協力を得て実施し、全人的医療のできる質の高い医師を養成する。
研修プログラムの検討、見直しを行う。
- 2) 卒後臨床研修センター専任の教員・事務職員を配置し、研修制度の充実を図る。
研修プログラムを充実する。
専任教員（助教授）の配置について検討する。
- 3) 学外からの実習生、研修生を積極的に受け入れる。
広範な職域における研修生の受入れを行う。
- 4) クリニカルクラークシップなど、医学部と連携して医学教育の充実を図る。
臨床実習等への積極的な協力を行う。

【 研究成果の診療への反映や先端的医療導入のための具体的方策 】

- 1) 高度先進医療の開発、臨床への応用を推進するとともに、保健医療の進歩発展に資する臨床研究を推進する。
高度先進医療の開発への積極的な臨床研究を推進する。

- 2) 大学院医学研究科，医学部及び他学部等との共同研究を推進する。
メラノーマ遺伝子治療の最終解析，メラノーマ温熱免疫療法の開発を行う。
- 3) 地域医療の中核を担い，かつ高度先進医療を推進できるよう，病棟・中央診療棟に引き続き，病院診療の根幹をなす外来診療部門の機能強化と教育研究活動の充実を図る。
先端医療推進センターを充実する
長野県がん診療連携拠点病院の指定を受け，がん総合医療センター（仮称）を設置する。

【 事務等の効率化・合理化に関する具体的方策 】

- 1) 経営サポート体制として病院経営分析担当部門を置く。
経営分析室会議を定例化する。
- 2) 医事課栄養管理室は，診療支援部門の一つ（臨床栄養部）として位置付ける。
臨床栄養部の取組み事項を検討する。
- 3) 業務内容を見直し，病院事務当直，医療情報システムの保守・管理などの外部委託を推進する。
病院事務当直の廃止の部分的試行を行う。
- 4) 物品共同購入システムを構築し，経費の節減を図る。
引続き関東甲信越地区国立大学医学部附属病院管理課長会議において検討する。
- 5) 医療情報システム共同開発体制を構築し，経費の節減を図る。
近隣の大学（山梨大学）との共同開発が可能な事項があるか調査・検討を行う。
- 6) 人事交流システムを構築し，人事の活性化を図る。
人事交流計画の推進を図るため人事交流計画推進委員会の設置を検討する。

（ 3 ） 附属学校に関する目標を達成するための措置

【 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策 】

- 1) 学部・附属教員共同による実践的な研究の質を高めるために，学部・附属学校相互での授業や実践研究を通して成果をあげ，その成果報告書を年度ごとに公表する。
前年度までの成果を踏まえ，研究組織や研究テーマの立て方，研究の進め方，報告の仕方等を検討し，新たな学部・附属共同研究のあり方を実践的に探究する。
- 2) 「教育参加」「学校教育臨床基礎」「学校教育臨床演習」「事前・事後指導」「基礎教育実習」「応用教育実習」など，臨床経験科目相互の系統性を強め，カリキュラムの系統化を図る。
平成17年度に新設した「教育臨床基礎」及び「教育臨床演習」におけるリフレクションの改善充実を図るとともに，新設できなかった「地域教育演習」を2年次に開設する。

【 学校運営の改善に関する具体的方策 】

- 1) 附属小学校及び附属中学校の学級規模の適正化を図る。
小学校に引き続いて中学校の周辺校の学級規模状況等について調査し，附属学校の将来構想の進捗状況と関連付けて検討する。

2) 少人数学級，習熟度別指導，不登校児童生徒支援等の教育課題に対応させ，教育内容や方法について教育研究を実践する。

平成 17 年度に引き続き，附属長野中学校において英語科，数学科の授業を各 1 学年選択し，それを対象にして少人数学級編成による学習指導を実施し，効果的な指導の在り方を追究する。

3) 附属幼稚園・附属松本小学校・附属松本中学校を一体化した附属学校園をめざし，施設設備やカリキュラム，教員組織を検討し，その具体化を試みる。

附属幼稚園・附属松本小学校を一体化した「附属松本初等教育学校」の設立をめざし，幼小の研究チームを組織して実践研究に着手し，カリキュラム，教員組織の検討を進める。

4) 附属養護学校の児童・生徒の障害に即した基本的な生活習慣等の日常訓練や指導のための施設を含めた環境づくりを行う。

北陸地区附属養護学校の中で，児童・生徒の障害に即した基本的な生活習慣等の日常訓練や指導のための宿泊施設及び基本的な生活習慣の訓練施設を唯一持たない本附属養護学校は当該施設の実現を図るために概算要求の準備をする。

【 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策 】

新しい教育課題に対応するため，通学区や入学者選抜方法等の見直しを行う。

平成 18 年度入学生保護者を対象に生徒募集に関するアンケートを実施し，結果の分析を資料としてまとめ，過去 5 年程度の応募者の人数・出身地区の推移や通学区及び入学者選抜方法等の見直しに資する資料とともに整備する。

【 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策 】

教育委員会との連携を図り，研修教員を積極的に受け入れ，学部教員の指導のもとで実践的研修を行う。現職教員 10 年経験者研修等についても臨床研修の場を提供する。

現職教員 10 年経験者研修等について，各附属学校園公開研究会を中心に臨床研修の場を提供する。また，長野県教育委員会等と連携し，研修対象者を 5 年経験者等へと広げていく。

平成 16・17 年度に引き続き，長野県教育委員会との合意に基づき，附属 6 校園で長野県教育委員会から派遣された研修教員を受け入れる。

【 地域の教育的課題に対応する先導的な教育方法に関する具体的方策 】

1) 各学校園での先導的研究を公開授業研究会において公表する。

長野地区，松本地区それぞれの附属学校園において先導的教育研究を行い，公開する。

2) 学びの連続性を重視した学年間や，幼 小，小 中間に連続するカリキュラムの開発，ノーマリゼーション理念に基づいた小・中・養の交流・協同のカリキュラム開発を行う。

「附属松本初等教育学校」の設立をめざし，幼 - 小間をつなぐ具体的なカリキュラム開発のため，附属幼稚園と附属松本小学校とで 4 年間の共同研究に着手し，その成果を公開研究会で公開する。附属長野 3 校においては従前から，ともに学び，ともに育つ学習が成立するような交流学習のカリキュラムを実践している。平成 18 年度も附属長野中学校と附属養護学校間において，特別活動及び生活単元学習のカリキュラムの中で，日常的なかかわりも含めた協働の学習とノーマリゼーション理念の育成を行う。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

【 効果的な組織運営や戦略的な学内資源配分の実現等に関する具体的方策 】

- (1) 役員会が各学部の情報把握しやすい組織体制を確立する。
役員会メンバーと部局長で構成する拡大役員会の定期的開催，事務連絡会議（総務担当理事を議長とする部局と法人本部の業務執行担当者の連絡調整を行う会議）の定期的開催及び各学部教職員との学長懇談会を必要に応じて開催するとともに，学生のための学長オフィスアワーを定期的
に開催することを継続して，各学部の情報を把握する。
- (2) 役員会と各部局及び各部局間の連絡調整機能が十分に発揮される体制を整備する。
役員会と各学部及び各部局間の連絡調整を行う拡大役員会の定期開催並びに部局と法人本部の業務執行担当者の連絡調整を行う事務連絡会議を定期的
に開催する。
大学の活動を中心に全教職員に知らせるための電子メールによる「週刊信大」の発行により最新情報の提供及びホームページを利用した大学の運営に関する情報を学内掲示し，引き続き，役員会と各学部及び各部局間の連絡調整機能が十分発揮される体制の整備を図る。
- (3) 大学運営上の重要テーマに応じて担当理事を配置し，学長の業務の一部を分担させるとともに，当該理事のもとにそのテーマに応じ，スタッフ組織又は執行組織を結成し，企画立案及び執行する体制を構築する。
新たに，内部監査室，広報・情報室，研究推進部，国際交流センター，学生総合支援センターなど学長直属又は役員
の分担する業務を行う執行組織を整備する。また，各学部の企画能力を高めるため学部組織の見直しを行う。
- (4) 大学のコア業務については，学長と一体となった副学長を置く。また，学長の意志決定を補佐し，大学経営戦略策定の支援業務，全学調整，役員会の議題整理等の業務を行うために，学長室を置く。
学長室において戦略企画機能として経営企画及び危機管理の業務を行う。
- (5) 専門知識・経験をもつ学外者をスタッフ組織に登用し，理事を助けるとともに，学内教職員のキャリア開発の機会を確保する。
前年度の調査結果に基づき，専門知識・経験を持つ学外者の登用を進めるとともに，スタッフ組織及びキャリア開発のあり方について検討する。
- (6) 平成 17 年度までに，教育研究評議会をはじめとする各種全学委員会の構成員や職務内容等を見直す。
- (7) 大学運営に識見を有する適任者を学長に選任できるよう，学長選考会議における候補者の選考に先立ち，構成員の意向投票を実施する。
学長選考会議の検討結果に基づき，17 年度に制定した学長選考規程の選考細則及び学長解任に関する規程を制定する。
- (8) 学部が各地に分散する大学の特性にあった大学運営を行うため，学部長に学長権限の一部又は細部を委譲又は委任するとともに，評価・改善のシステムを構築し，順次実行する。
学長が部局長に命ずる業務を明確し，順次実施するとともに，実施済みの内容を検証する。

(9) 学部長のリーダーシップを発揮しやすい体制整備のため、学部長補佐体制を整備するとともに、各学部の必要に応じ学部長室を設置し、学部運営の効率性と機動性を高める。

人文学部 学部執行体制（学部長・副学部長・学部長補佐により組織する学部執行部会議による機動的な学部運営、学部の目標計画に基づく委員会・WG運営）の整備・充実に努める。

教育学部 平成17年度に改正整備した「信州大学教育学部執行組織に関する内規」に基づいて、学部運営会議のもとに各種の委員会を設置する。各委員会の機能を明確にし委員会制度の構造化を図ることによって、学部運営の効率性と機動性を高める。

経済学部 学部長補佐体制の実質化とともに委員会編成の見直しを図る。

理学部 前年度に「国立大学法人信州大学組織に関する規則」に基づき、「副学部長」を任命し、学部運営に関する分担項目を決定するとともに、「学部長室」を導入し、学部長補佐体制の強化と学部運営の充実を図った。必要に応じて「学部長補佐」を任命し、学部長補佐体制の一層の強化と学部運営の一層の充実を図る。

医学部 学部運営の効率性と機動性を高めるため、学部長補佐会議機能の充実と諸会議の縮小を図るとともに見直しも行い、学部長室の設置については、引き続き検討する。

工学部 教育研究評議員2名のほかに、副学部長3名（事務担当を含む）及び学部長補佐3名の体制とし運営体制の強化を図る。副学部長、学部長補佐等による学部運営会議を定期的開催し、学部運営の効率性及び機動性をさらに高める。

農学部 副学部長及び学部長補佐体制の実施を継続し、学部運営の効率性と機動性を検証する。

繊維学部 副学部長と評議員を分けることで、学部長室会議のメンバーを2名増員し、業務分担の明確化と迅速な対応が可能な運営体制を整備する。

法曹法務研究科 法科大学院の特殊性を踏まえて、望ましい研究科長補佐体制を検討する。

(10) 副学部長又は学部長補佐は、その職責に応じた処遇を制度化する。

人事制度ワーキング・グループで副部長等の制度を確立しこれに応じた処遇について検討し、役員会で決定する。

(11) 教授会の審議事項を精選し、所要時間の縮減を図る。

人文学部 教授会等の会議における諸会議報告の文書電子化等をさらに活用し、必要に応じたペーパーレス化を検討するとともに、執行部会議の役割・機能を明確化しつつ、審議の実質化・効率化に継続して取り組む。

教育学部 実務委員会において教授会審議事項の原案を作成し、学部運営会議での十分な審議を経て教授会に提案する。また、報告事項の電子媒体表示を検討し、会議時間の縮減を図る。

経済学部 平成17年度に引き続き、従来の審議事項を随時見直し、本部権限となった事項については審議の省略を図る。また、審議事項を教学関連と管理運営関連に分類し、管理運営関連事項のうち報告事項とすべき分野を検討する。なお、審議事項の精選が図れた事項について、必要に応じて学部教授会規程を改正する。

理学部 平成17年度に教授会の審議事項の数、内容及び時間数を調査した結果、良好であった。本年度も検証を行い、必要に応じ見直しを行う。

医学部 代議員会としての医学科会議及び保健学科会議の審議事項の見直しを行うとともに、管理運営等の重要案件については学部長補佐会議で審議することにより、所用時間の縮減を図る

工学部 代議員会制度は既に導入済みであり、教授会の開催回数をそれまでの約半分に低減している。さらに学科長会議での十分な審議を経ることにより教授会での審議事項を精選し、所要時間の縮減を図る。

農学部 教授会システム等の検討を継続し、必要に応じ改善策を検討する。

繊維学部 問題点の把握に努め、継続的に改善を図る。

法曹法務研究科 現在の運営方法について検証を行い、所要時間の縮減の必要性、可能性の有無を検討する。

(12) 教授会と学部長との役割分担を見直し、主に教学に関する事項を教授会とし、意思決定・執行のスピード化、効率化を図る。

人文学部 学部執行体制（学部長・副学部長・学部長補佐により組織する学部執行部会議による機動的な学部運営、学部の目標計画に基づく委員会・WG運営）の整備・充実に努め、教授会と学部執行体制の役割分担をさらに明確化する。

教育学部 信州大学教授会通則（平成16年4月1日信州大学通則第2号）の規定に基づいて信州大学教育学部教授会規程を見直し、教授会と学部長（学部運営会議）との役割分担を明確にする。

経済学部 平成17年度に引き続き、教授会の審議事項を随時見直し、審議の効率化を図る。学部長と合わせて3名が学部内諸委員会を分担統括して意思決定及び執行を指揮する。同時に主要な実施委員会委員長、学部長及び副学部長による連絡会議を定例的に開催して、諸施策の決定及び執行のスピード化を図る。また委員会編成を見直し、クリーンかつスピーディな意思決定体制を検討する。

理学部 平成17年度に教授会の教学に関する事項以外の事項について検証した結果、良好であった。本年度も検証を行い、必要に応じ改善策を検討する。

医学部 代議員会としての医学科会議及び保健学科会議に、教授会審議事項を付託し、効率化を図るとともに、教学に関する案件については、医学教育センターで審議のうえ教授会に諮ることとしている。管理運営に関しては、学部長補佐会議において、学部長リーダーシップのもと意思決定の形成、その執行のスピード化、効率化を図るとともに、見直しを行う。

工学部 代議員会制度の導入に際し、教授会の審議事項を主に教学に関するものとし、代議員会ではその他の事項を審議する制度とした。必要に応じ、学部運営会議において教授会と学部長との役割分担について見直しを行い、学部運営の意思決定・執行のスピード化、効率化を図る。

農学部 教授会審議事項及び役割分担の見直し検討を継続し、必要に応じ改善策を検討する。

繊維学部 意思決定・執行の迅速化を図るため、副学部長と評議員を分け、学部長室メンバーを2名増員し、概算申請など各種申請課題への取組みの迅速化を図る。

法曹法務研究科 現在の教授会の審議事項を検討し、役割分担の明確化を図りつつ、教授会のスムーズな運営に努める。

(13) 学部運営に識見を有する適任者を学部長に選任できるような選考方法を採用する。

人文学部 学部長候補者選考通則を踏まえた選考方法について具体的に検討し、学長候補者選考規程との整合性を考慮しつつ、新たな人文学部長候補者選考規程を策定する。

教育学部 信州大学学部長候補者選考通則の改定に基づき、教育学部長候補者選考規程の見直しを行い、学部運営の適任者を選任できる選考方法等を制定して運用する。

経済学部 学部長候補者選考通則との整合をはかるべく、また、学長選考会議の検討状況を踏まえ、経済学部長候補者選考規程の見直しを開始する。

理学部 「学長選考規程」が定められたので、これを参考として、学部運営に識見を有する適任者を学部長に選任できるような選考方法（例えば、推薦方式等の導入、事前の質疑応答、所信表明等の機会設定、全教職員による意向投票等を含む）を検討する。

医学部 学部長は、法人化により、管理運営面に加えて、学部における教育・研究面におけるその職責の重要性が増大しており、学長選考規程の施行及び学部長候補者選考通則を基に、識見を有する適任者を選任できるよう医学部長候補者選考規程の見直しを検討する。

工学部 適任者を学部長候補者として選考できる工学部長候補者選考規程に基づき、学部長選挙

を行う。

農学部 農学部長候補者選考規程の見直しを行い、望ましい選考方法を検討する。

繊維学部 遅れていた学長選考規程の確定により、これに整合するよう繊維学部長候補者選考規程を改正する。これに基づき、選挙を実施する。関連して、評議員選考規程も見直す。

法曹法務研究科 学部長候補者選考通則を踏まえて、識見を有する適任者を選任できるよう研究科長候補者選考規程の見直しを検討する。

- (14) 事務系職員は、学長、役員会等の執行機関や教員組織との密接な連携協力のもとで、役割を分担する専門職能集団としての機能強化を図る。

本部内部部局は、執行組織改革を行い、組織をフラット化しグループ制を導入する。

各学部において、学部事務組織の機能強化のため、業務の合理化、教員との連携協力、役割分担のあり方などを検討し、当該学部の実情に応じたグループ制の導入を図る。

- (15) 戦略的な組織編制と選考採用、各種専門研修、キャリア・パスの整備等により、優れた人材確保や養成を行う。

引き続き他大学及び企業等の状況について調査を行い、信州大学における人材確保・養成のあり方について検討する。

- (16) 留学生相談や留学生受入れに関する業務について、教員と事務職員との一体的な運営組織を設置する。

事務職員の専門性をより高めるとともに、運用の改善・効率化を図る。

- (17) 中期計画等を確実に実現させるため、学長のリーダーシップのもとに関係委員会が有機的な連携を図りつつ、学長裁量の人事枠や教育研究経費及び研究施設等の学内資源を重点的に配分するシステムを構築する。また、教育研究に関する学長・学部長の裁量的経費の一層の確保を図る。

策定されたシステムの見直し、検討を行い充実させる。

学長裁量の人事枠を有効に活用し、教育研究の充実に向けた重点的な配置を検討する。

- (18) 健全な大学経営と対外的説明責任の観点から、執行機関においては、計画・実行・チェック・修正のサイクルによる業務遂行ルーチンを整える。

マネジメント・サイクルに関する指針により業務遂行ルーチン体制の整備を行う。

- (19) 業務執行効率を考慮した合理的な監査基準に基づく監査体制を整備する。

内部監査のより一層の充実を図るため、新たに内部監査室を設置するとともに、監事の行う監査及び会計監査人の監査との連携体制を強化する。

新設される内部監査室との連携体制を構築する。

組織業務改革に伴う内部統制の検証を行う。

- (20) 近隣の大学等との連携を一層強化し、教育研究分野のパワーアップを図るとともに、新たな連携・協力モデルの構築を目指す。

平成 17 年度に引き続き「長野県内大学単位互換協定」により、大学間相互の学生交流を促進させる。

平成 17 年度に開催した本学と上越教育大学との連携協議会での協議に基づき、「教育交流」、「研究交流」、「地域貢献検討」及び「教育課程研究」の 4 部会の事業計画を推進し、人的にも教育研究の面でも交流を重ね、情報交換を行いながら両大学のパワーアップを図っていく。

長野市内7大学・短大・高専単位互換夜間開講カレッジ等を開講し、中心市街地の活性化及び市民等の生涯教育に対するニーズに貢献する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する具体的方策】

- (1) 自己点検・評価と学外者による検証や第三者評価を行い、教育研究組織の中・長期的な見直しの基本構想を策定するシステムを構築する。

教育研究組織の中・長期的な見直しの基本構想の策定に活用するため、大学評価・学位授与機構の認証評価を受けるべく、自己点検・評価を開始する。

- (2) 教養教育の充実並びに教育に関する研究開発、企画及び支援をさらに推進するため、高等教育システムセンターを改組し、高等教育機構（仮称）を設置する。

平成18年度より発足する全学教育機構において、教養教育のさらなる充実に努める。

- (3) 平成19年度に、医学部保健学科を基盤に、高度で専門的な医療技術者や教育者、研究者の養成を目的として、看護学及び保健学に関する大学院（修士課程）を設置する。

医学部保健学科を基盤とした大学院医学研究科保健学専攻（修士課程）の設置申請を行う。

- (4) 文化、教育、社会政策等の分野の高度専門職業人養成を目的として、既存の人文科学研究科、教育学研究科及び経済・社会政策科学研究科修士課程の改組・再編について検討を開始する。

地域連携オフィス（旧仮称：地域連携センター）の活動を実質化させ、県内自治体・企業等との共同研究を推進するとともに、文化・教育・社会等の分野に求められる高度専門職業人養成のための履修プログラムを試行する。 人文学部

全学教育機構の設置に伴う教員組織の変更を契機として、修士課程のカリキュラム改革案を策定する。 人文学部

「教職大学院」の創設を含めた教育学研究科の改組・再編の可能性について、長野県教育委員会・長野市教育委員会との協議に基づき、教育組織、教育課程、人的配置の見直しを一体化して具体的な検討を行う。 教育学部

経済・社会政策科学研究科イノベーション・マネジメント専攻では総合工学系研究科との連携に基づくダブルディグリー化の検討を開始する。また経済・社会政策科学専攻においては、公共政策を軸とする高度職業人養成課程について具体的準備に着手する。 経済学部

- (5) 経済学部を母体に法曹専門家の養成を目的として、法科大学院を設置する。

信州大学法科大学院改善検討委員会を年間数回程度開催し、法科大学院に関する管理運営体制全般に係る改善に関すること、教育内容及び教員組織の充実に関すること、教育環境の整備・充実に関すること並びに学生に対する就学援助の在り方に関すること等について審議する。

自己点検評価を実施し、外部評価委員会の検証を受ける。

コンプライアンス委員会の充実を図る。

- (6) 先端的、独創的、学際的研究の拠点形成と高度専門職業人の養成を目指し、理学部、工学部、繊維学部を基盤とする工学系研究科（区分制博士課程）に農学系分野を融合した総合工学系研究科（独立研究科後期3年のみ博士課程）に改組・再編する。なお、工学系研究科（博士前期課程）は工学系研究科（修士課程）とする。

大学院総合工学系研究科山岳地域環境科学専攻が設置され、この分野の優れた知識を有する高度専門職業人や研究者を養成する教育組織が整備されたことに伴い、山岳環境の研究拠点を目指し

ている「山岳科学総合研究所」と連携強化を行うことにより、同専攻の研究分野の充実を図る。

- (7) 医用工学分野等の設置による医学系研究科の充実方策，総合工学系研究科の拡充，両研究科の研究連携の推進について検討を開始する。

医学部知的財産活用センターの活動を通して，医工連携を更に推進するとともに，平成17年度に設置した「医学と農学」を融合する「医農連携」の交流活動を農学部，長野県テクノ財団，厚生労働省，農林水産省等の協力を得ながら，推進する。

国によるガイドライン整備が不十分な“未承認医療機器（新規開発や改良機器）の臨床研究”に関して，知的財産活用センターが中心となって安全性や被験者の補償について本学独自の審査・実施基準を設け，全国に先駆けた産学官連携（医工連携）による「国産医療機器」開発の推進を図る。

- (8) 人文学部を中核として，文化，教育，社会政策等の地域における高度専門職業人養成を目指し，大学院地域ブランド研究科（仮称）博士課程（独立研究科）の設置を検討する。

地域固有の社会的・歴史的・文化的資源を発掘して新たな価値を生み出すことを模索し，価値を創成する能力を持つ人材を育成するための教育研究組織の創設を目指し，人文科学研究科の専攻内に履修プログラムを設け試行する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

【 戦略的・効果的な人的資源の活用や非公務員型を活かした柔軟かつ多様な人事システム構築等に関する具体的方策 】

- (1) 職務に応じ業績を評価する方法の構築，やりがいと自己実現を目指す組織風土の形成及び能力開発システムの構築を図る。

業績評価及び能力・行動評価制度の完成度を高めるとともに，能力開発システムを視野に入れた職能資格制度・職能資格給与制度を人事制度ワーキング・グループで検討する。

業績評価・能力・行動評価制度を的確に実施するための評価者研修を実施する。

給与構造改革に伴う査定制度との整合的な業績評価制度を構築する。

- (2) 教職員の公募原則の推進，競争原理の導入，昇格昇進方法の基準及び具体的運用の説明責任を明確にし，人事の透明性を図る。

業績評価及び能力・行動評価制度を踏まえて，職能資格制度，職能資格給与制度について検討し，これらの制度に立脚した昇格昇進の基準及びそれらの具体的な運用方法を人事制度ワーキング・グループで検討する。

給与構造改革に伴う査定制度を構築する。

教職員の公募の状況を把握し，より一層の公募の推進を図る。

- (3) 職務に応じた多様な雇用形態の導入及び性差別・年齢差別・国籍差別のない職場づくりに努める。

前年度の調査に基づき，職場における性差別，年齢差別，国籍差別の問題点の把握と平行して多様な雇用形態の導入を進めるとともに，差別のない職場づくりの調査検討を行う。

- (4) リーガル・コンプライアンスに基づく良好で安定的な労使関係の樹立，イコール・パートナーシップの推進とライフサイクルに合わせた就業形態の整備を図る。

アンケート結果に基づいてリーガル・コンプライアンス体制の整備確立を図るとともに，イコール・パートナーシップを推進する。

ライフサイクルに合わせた就業形態の1つとして継続雇用制度を導入する。

- (5) 安心できる職場環境づくりを推進する。
前年のアンケート実施の検証に基づいて、安心できる職場環境づくりのための労働安全衛生体制等の一層の整備充実について検討を行うとともに、職員代表者及び労働組合との連絡調整を行う。
- (6) 教職員のモラルの一層の向上に努める。
アンケート結果に基づき、教職員のモラル向上に関する現状の諸問題について研究・分析を行う。
モラル向上のための啓蒙研修システムを調査検討する。
- (7) 競争力のある魅力的な人事制度を構築し適切な運用を行う。
業績評価及び能力評価の本格実施に向けた整備を行い実施に移すとともに、評価制度に基づいた職能資格制度や人事考課制度及び昇進制度の検討を行う。
- (8) 平成 18 年度までに人事制度検討委員会（仮称）を設置し、職能資格制度・職能資格給与制度・人事考課制度・昇格昇進基準などの導入を検討し、平成 19 年度から実施する。
人事制度ワーキング・グループで、職能資格制度・職能資格給与制度・人事考課制度、昇格昇進基準の実施に向け具体的に検討する。
人事制度ワーキング・グループで、職員のキャリア開発制度について調査検討を行う。
- (9) 教員以外の職員のキャリア形成について、職員個別のキャリア計画を作成し、各職域に必ず専門的能力の育成を図るとともに、法人のキャリア育成責任を明確にする。
職員個別のキャリア計画を作成するために他大学の状況等について調査研究を行う。
- (10) 教員のサバティカル制度の導入に向けた検討を行う。
教員のサバティカル制度の導入を図るため、現在の制度の点検と見直しを、人事制度ワーキング・グループで検討する。
- (11) 必要な部署には、教員以外の職員の他に非常勤職員・アウトソーシング人材（派遣等）を活用し、業務の効率的な運営を図る。
平成 18 年度から発足する学長室と連携をとりながらアウトソーシングを進めるための方策を検討する
- (12) 各分野の実情に応じて任期付き任用を導入する。
各分野の実情に応じて任期付任用の導入を進める。
- (13) 教員総数に占める女性の比率を、中期目標期間中に、15%以上に引き上げる。
アンケート結果に基づき女性教員増加に関する諸問題について解決策を検討する。
- (14) 教員以外の職員総数に占める女性の割合を、男女共同参画社会にふさわしいものとする。
アンケート結果に基づき女性職員の就業上の問題点について分析を行う。
女性職員の昇格昇進について検討し、積極的推進を図る。
職業生活と家庭生活の両立策の検討を進める。
- (15) 平成 17 年度までに、男女ともに育児休業の取得を進める施策を策定し、育児休業の取得率の向上に努める。特に男性の取得を奨励する。
アンケート結果に基づき育児休業の取得に関する現状の問題点について研究・分析を行う。

- (16) 外国人教員数を、現在の人数より増やす。
外国人教員を配置することの戦略的意義について国際交流の充実発展の観点を入れて検討し、特に研究者の流動性を高めることや国際的な人材交流等を進めることの意義と効果について検討する。
- (17) 障害者については、法定基準以上の雇用を行う。
大学の人事計画における障害者雇用促進のための具体的諸方策の検討を行うとともに、雇用に向けた具体的方法（求人方法）について調査を行う。
- (18) 本学としての教職員定員を定め、不断の評価点検に基づく効率的な人員管理を行う。
人件費シミュレーションシステムに基づき評価点検結果や各種の試算を反映することによって可能となる、新たな人員管理方策の検討を行う。（定員管理方策の再検討を含む。）
- (19) 学長裁量の人事枠の確保と戦略的な運用を図る。
学長裁量人事枠としての特定教員の運用について検討を行い、学長裁量人事枠の効果的な活用や各学部等での戦略的な人事計画を可能とする具体的な人員管理方策を役員会において検討を行う。
- (20) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成 21 年度までに概ね 4 % の人件費の削減を図る。
総人件費改革に係る削減の対象となる人件費について、平成 18 年度に概ね 1 % の削減を進める。
- 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
【 事務処理の効率化・合理化や事務組織の機能・編成の見直し等に関する具体的方策 】
- (1) 法人化を踏まえた新たな事務組織に移行して、点検・評価システムを導入するとともに、教育・研究・学生関係業務及び社会的要請等に見合った人的資源の投入について不断の見直しを行う。
内部監査室、広報・情報室、研究推進部、国際交流センター、学生総合支援センターなどを設置し、事務職員を配置する。
- (2) 事務系職員の採用について、平成 16 年度採用分から、他大学と共同で一括職員採用試験（面接試験を除く）及び説明会を実施し、関係業務処理の効率化を図る。
平成 17 年度の問題点等の見直しを行い、関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験の第一次試験を、同一期日・試験時間割で、同一の試験問題により、関東甲信越地区の各会場において一斉に実施する。
- (3) 平成 17 年度から、事務系職員の資質向上のための研修を他大学と共同で実施する。
外部機関による研修、他大学との共同研修の効果について検討し、その必要性について検証する。
他大学、外部機関及び企業への派遣研修を検討する。
- (4) 業務の効率化を図るためアウトソーシングを進める。その方策として費用対効果を考慮し大学に常時勤務する職員が行うべき業務を精選し、その他の業務は外部委託する。
17 年度に行った検討により、すぐには実現困難とされた施設積算業務などの外部委託化について、実現に向けて検討を継続する。
業務効率化及び費用対効果を考慮したアウトソーシングを検討する。
- (5) 平成 19 年度までに、学務事務の電算化を推進し、シラバスの電子化及び履修登録・成績管理の Web による入力切替えを行う。

学務事務の電算化を推進し、シラバスの電子化及び履修登録・成績管理の Web による入力
の切替えを行う。(未導入学部順次)

- (6) 学内広報の一層の電子化を行う。
ウェブ等を利用した学内広報の電子化について更なる推進を図る。
- (7) 事務処理手続きを見直し、簡素化する。
文書作成、公印の押印、作成文書の決裁等について事務処理手続の検証、簡素化方策の検討を行
い、決定した方策については実施を行う。
組織業務改革に伴う事務処理体制の検証を行う。
- (8) 平成 17 年度までに、専門的な業務に従事する職員についての一般公募による選考採用の方法を導
入し、一層専門的な研修を実施するなど事務職員等の専門性の向上を図る。
信州大学職員選考基準に基づく専門的な業務に従事する職員の公募による選考採用制度を継続する。
現在行われている専門研修の調査及び今後必要な専門研修の検討を行うとともに、実施可能な専
門研修を実施する。
- (9) 理事の業務執行支援組織として、スタッフ組織を設置し、外部者を含めた専門的知識・経験をも
つスタッフとの協働体制により、事務職員の専門性を高める。
新たに、内部監査室、広報・情報室、研究推進部、国際交流センター、学生総合支援センターな
ど学長直属又は役員の方担する業務を行う執行組織を整備する。また、各学部の企画能力を高め
るため学部組織の見直しを行う。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
【 科学研究費補助金、共同研究、受託研究、奨学寄附金等の外部資金の増加に関する具体的方策 】
- (1) 申請件数及び採択件数の増加を図るための方策を積極的に検討し実施する。
科学研究費補助金の申請件数や採択状況及び寄附金等の受入れ状況を役員会等で報告すると
ともに、大学のホームページ上でも採択者等を掲示し、全教員に申請に対する啓発を行う。また、
前年度の実績をもとに学部ごとに努力目標等を示し、積極的な申請を促す。
教員の研究シーズと募集のニーズに合致した助成等の外部研究資金に積極的に申請するよう促す。
- (2) 部局全体の申請率及び採択率の向上を図るため、採択者に対するインセンティブの付与を部局予
算配分に反映する。
さらなる申請率及び採択率の向上を目指したインセンティブ付与システムを整備し、充実する。
- (3) 補助金公募等のニュースソース及び申請に関する手続き、Q & A、留意事項等 を常時ホームペ
ージで発信するとともに、説明会を毎年開催する。
補助金、助成金等の公募について、大学のホームページに掲載し、発信するとともに、関係部局
へ通知する。また、特定学部の推薦すべき助成金等がある場合は、部局長等へ積極的に申請する
よう促す。
補助金、助成金等の公募の説明会等に参加し、学内においても説明会等を開催する。

- (4) 信州大学産学官連携推進本部及び地域共同研究センターを核として、信州大学の各部局が地域産業界、地方自治体と産学官連携を推進することで、外部資金の獲得額の増加を目指す。
引き続き、産学連携を推進することを目的とした産学マッチングイベントに積極的に参加し、大学の最先端技術シーズなどの研究成果を発表し外部資金の獲得額の増加を図る。
- (5) 知的クラスター創成事業を推進するために、(財)長野県テクノ財団、参加企業等の諸団体と連携し、共同研究の一層の増加を図る。
長野県テクノ財団や(株)信州TLOと連携し、知的クラスター創成事業により創出されたこれまでの研究成果を地域産業界等へ積極的に技術移転等を行い共同研究の増加を図る。
- (6) 21世紀COEプログラムから派生する共同研究・受託研究の一層の増加を図るとともに、新規プログラムのさらなる採択を目指す。
21世紀COEの研究成果をもとに、積極的に共同研究及び受託研究の増加に取り組む。
新規プログラムの情報収集を行うと同時に、各省庁等の大型競争的資金等の情報を関連学部を提供し、積極的な申請に取り組む。
- (7) 学内の研究資源・情報のデータベースをもとに、企業や官公庁の訪問等によって、外部に対し積極的に信州大学の経営資源をアピールし、共同研究・受託研究・奨学寄附金等の外部研究資金の獲得につなげる。
研究者の研究情報のデータベース情報を常に更新し、企業等に情報提供する。また、個々の研究者の提案書等により、企業等へ共同研究等の広報活動を行うとともに、マッチング懇談会や工業フェア等に参加し、大学のシーズを情報発信する。さらに企業等のニーズを捕らえ、研究者とマッチングさせる等して、外部研究資金の獲得につなげる。
- (8) 地方自治体からの奨学寄附金の増加を図るため、分散キャンパスのそれぞれの特色を活かした公開講座や地域貢献を積極的に推進する。
担当理事を中心とし、地方自治体からの奨学寄附金の増加を図るため分散型キャンパスのそれぞれの特色を活かした公開講座や地域貢献を積極的に推進するための方策を検討する。
信州大学基金(仮称)等の創設について検討する。
広く寄附金を集めるため、寄附者に対し大学の実施する公開講座等の事業への参加ができるようなメリットを検討する。
- (9) (株)信州TLO及び信州大学産学官連携推進本部による大学知的財産管理・運営機能の強化により、ロイヤリティー等収入の増加を図る。
引き続き、産学官連携推進本部と(株)信州TLOの両組織のスタッフが知的財産情報を共有するなど有機的な連携強化により収入の増加を図る。
- (10) 病院収入は、収益及び費用比率並びに労働生産性等経営管理分析を的確に行い増収を図る。
部門別原価計算及び患者別疾患別原価計算のデータ精度をさらに高め詳細分析を実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【 管理的経費の抑制に関する具体的方策 】

- (1) 内部部局及び学部事務の見直し合理化を行い、費用対効果を考慮して、アウトソーシングに馴染む業務については積極的に推進し、変動費化を図る。
17年度に行った検討により、すぐには実現困難とされた施設積算業務などの外部委託化について、

実現に向けて検討を継続する。

- (2) 光熱水料の削減に向けたポスターの掲示，省エネ推進期間の設定等により，取組の推進及び教職員や学生等の改善意欲を醸成し，光熱水料の縮減を図る。

光熱水料及びエネルギーの削減に有用な情報を提供，啓発活動等の行動計画に基づく取組を推進する。

- (3) 配布文書の精選及びネットワーク等を活用したペーパーレス化を推進し，印刷物・コピー代の縮減を図る。

プロジェクター会議システムを導入するとともに，既存の学内情報配信システム（Web Center）との連携を強化し，会議配付文書の電子ファイル化を実施してデータベース化を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 】

- (1) 会議室等の施設，研究用設備及び機器のより効率的な利用を図るために，部局を越えた全学一括管理の仕組みを確立する。

全学一括管理に関し，対象部局との調整を開始する。

会議室等の施設，研究用設備及び機器の利用状況把握調査年次計画に基づき，調査を実施する。

- (2) 施設・設備の使用状況のデータベース化を充実強化し，教育研究の変化に対応した弾力的活用と効率的な利用を図る。

施設・設備の使用状況調査の年次計画に基づく調査を行い，順次データベース化を継続する。

- (3) 週末，長期休業中を含め，大学の施設（会議室，教室，体育施設等）を効率的に活用するとともに，新たな収入を獲得するため，学外者に有料で貸し出すなど，施設・設備の有効利用を図る。

施設貸し出しに対する課題の検討を継続して行う。

大学施設の利用状況把握調査年次計画に基づき，調査を実施する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【 評価の充実に関する具体的方策 】

- (1) 平成 17 年度を目途に，全学の自己点検・評価，外部評価，第三者評価等の評価関連活動を一元的に司る評価・分析室（仮称）を設置して，多面的な点検評価活動を実施し，その結果を公表する。

評価担当者の養成を図るための研修等を実施する。

大学評価・学位授与機構の認証評価を受けるべく，自己点検・評価を開始する。

- (2) 関連委員会等相互の有機的な連携を踏まえて，目標・計画 実施 評価のサイクルに改善方策・改善計画の策定や改善勧告・命令の機能を組み込んだ改革・改善体制を全学的に整備する。

マネジメント・サイクルに関する指針により全学的な改革・改善体制の整備を行う。

- (3) 教員や教育研究組織の成果・業績等に基づく評価システムの構築と優れた教員や教育研究組織に対する支援方策を策定する。

教員の成果・業績を含めた教員の個人業績評価の実施方法を確定する。

教員や教育研究組織の成果・業績について大学評価・学位授与機構の認証評価を受けるため，自

己点検・評価を開始する。

教員や教育研究組織に対する支援方策を策定する。

- (4) 大学運営の専門的職員と教員との連携を通して、組織、運営、財務等に係る評価システムの構築と検証結果を踏まえた改善方策を策定する。

組織、運営、財務等に係る状況を含めて大学評価・学位授与機構の認証評価を受けるため、自己点検・評価を開始する。

- (5) 信州大学の評価情報の体系的な収集(データベース化)・調査・分析・提供を一元的に司り、大学評価関連委員会及び中期目標・中期計画の企画立案を支援する大学評価情報調査分析室を整備・充実し、評価・分析室(仮称)の評価情報部門として発展させ、その機能強化を図る。

評価・分析室評価情報部門を整備し、充実する。

- (6) 信州大学評価情報データベースを作成し、本学の大学評価情報の充実を図る。データベースを活用して、教育研究活動、社会活動、国際交流活動、大学・業務運営その他の諸活動を常時モニターしながら、中期目標・中期計画の達成度を検証し、改善計画に資するための評価指標・モニタリング情報として全学的に提供する。

信州大学評価情報データベースを充実する。

教育研究活動等の自己点検・評価等に信州大学評価情報データベースを活用する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

【 情報公開等の推進に関する具体的方策 】

- (1) 担当理事をトップに広報体制を整備し、広報戦略を策定し、実施に移す。

1) 信州大学評価情報データベースからマネジメント情報や評価指標を抽出し、分かり易く工夫し、国の内外に積極的に公表する。

2) 広報誌、ホームページ等を通じて本学の研究・教育活動について広報活動を機動的に行う。また、留学生センターと協力して、英語等の外国語による教育・研究情報の国際発信を積極的に推進する。

3) 在学生、卒業生、地域社会及び自治体との定期的意見交換の場を設け、外部の声を広報活動等に反映させるとともに、広報体制と広報実務の改善を図る。

大学公式ウェブサイトのリニューアル・プロジェクトを継続する。特に事務局内の他部門サイトとの統合・連携について進める。

大学シンボルマークの展開について進めるとともに商標登録出願(基本的区分)の手続きを行う。大学広報の推進に資するため、民間ケーブルテレビジョンを利用した大学専用チャンネルについて事業推進体制を整備し、放送を試験的に開始する。

広報誌その他の活字媒体の充実を図るための検討を開始する。

年度ごとに広報業務の企画・戦略の立案、実施を行う。

- (2) 事務文書の作成・保管体制を見直し、情報公開に対して即応可能な事務運営システムを構築する。事務文書の作成方針及び保管体制を検証するとともに、文書分類基準を見直し、学内統一化等を実施する。

- (3) 個人情報のセキュリティ・ポリシーを策定し、文書保管システムやデータベースの安全性の見直しを行う。

文書保管システムやデータベースの安全性について検証を行う。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

【 良好なキャンパス環境形成のための具体的方策 】

- (1) 施設マネジメントを導入し、組織の流動化にも対応できる施設スペースの確保と弾力的利用及び効率的な活用を図る。
 - 1) 中期目標期間の上半期までに、点検済の各建物の再点検・評価に基づくスペースの適切な再配分を行う。
 - 2) スペースチャージに関する規定（平成14年度策定）を再検討し適切な運用を図る。
再点検・評価を継続して実施し、その結果を基に施設の効率的な活用計画策定（キャンパスプラン）を継続する。
- (2) 施設事務を集約化して、各団地の各種データ管理と評価を行い、省コスト・省エネルギー化を目指すとともに、維持管理機能の強化を図る。
年数回のプリメンテナンス等により、効果的な施設・設備維持管理と経費の抑制を図る。
施設マネジメント管理システムの継続導入を図り、各種基礎データのデータベース化を推進する。
- (3) 附属病院外来診療部門の診療機能並びに教育研究施設の老朽改善・再生整備を図る。
外来診療棟基幹・環境整備及び外来診療棟新営工事を開始する。
老朽改善施設の改修要求を行う。
- (4) 理工系分野の教育研究の高度化を踏まえた既設建物の環境と機能を充実させる。
理工系分野の既設研究建物の環境及び機能検証の年次計画に基づき、環境及び機能検証を実施する。
理工系分野の研究施設の改修要求を継続し、改修整備に努める。
- (5) 学生教育のための施設及び学生教育支援施設の環境を充実させる。
継続的に環境検証を実施し、環境充実を図る。
- (6) 附属学校の教育環境を充実させる。
継続的に環境検証を実施し、環境充実を図る。
附属松本小・中学校の耐震補強工事を実施する。
- (7) 全学的に蓄積されている研究資料を展示・公開し、地域社会に情報を提供する機能の充実を図る。
研究資料の蓄積状況把握調査の年次計画に基づく調査を実施する。
- (8) 教職員の職務の能率的な遂行を確保し、事務・業務の円滑な運営に資するため、宿舍の整備・充実に努める。
施設改善による宿舍の充実に努める。
- (9) PFI事業として、教育研究施設や学生支援施設等の充実及び構内駐車スペースの狭隘緩和を図ることを検討する。
PFI導入事業の検討を継続する。

- (10) 産業界や地方自治体との連携を強化し、本学に産学官連携施設の実現を図る。また学外施設のス
ペースの確保に努める。
産学官連携関連部署の要請により、産学連携施設に関する支援及び学外施設スペース確保を図る。
- (11) 平成 17 年度までにキャンパス計画の見直しを行い、調和のとれた屋外環境の整備を目指す。
キャンパス計画の検証を継続する。
検証に基づく屋外環境整備計画の一部を立案する。
- (12) 熱エネルギー等に関連する施設・設備の見直しを行い、効率的に運用する。
省エネルギーの年次計画を見直し、エネルギーの効率的運用を推進する。
省エネルギー推進ワーキング・グループを中心として、エネルギー使用状況、運用形態等を調査・
把握し、エネルギーの効率的な運用に向けた提言をワーキング・グループの活動として行う。
- (13) 周辺環境との調和やユニバーサルデザインを導入し、安全対策に配慮する。
1) アメニティの向上と身障者対応としての環境の確保に努める。
2) 各建物のセキュリティシステムの充実を図る。
ユニバーサルデザインの一部実施・継続をする。
- (14) 地域社会の応急避難場所等防災支援拠点としての施設や情報の提供等の充実を図る。
防災支援拠点の施設見直しを行い、その改善を図る。
防災支援拠点の広報活動を継続する。
- (15) ISO14001 の規格認証取得等の部局の取組を全学的に支援することにより、大学として環境問題
に対応する。
各キャンパスの環境方針による建築・設備の改善の支援を行う。
光熱水料及びエネルギーの削減に有用な情報を提供、啓発活動等の行動計画に基づく取組を推進
する。
環境に配慮した設備の更新を図る。
- (16) 各キャンパス間の情報ネットワークの整備・拡充を推進する。
総合情報処理センターで検討している、画像情報ネットワークシステムの設備のある講義室・会
議室の機器の更新とそのネットワークの IP 化、キャンパス間 LAN を利用した新しい電話交換機
の導入、キャンパス間ファイバのループ化などの情報ネットワークの整備・拡充構想に沿って、
総合情報処理センターと連携を図り情報ネットワークの整備・拡充を順次推進していく。
- (17) 教育研究の高度化や情報化の進展及び周辺社会との連携等に対応した情報ネットワークの充実
を図る。
総合情報処理センターで構想している、他大学との情報ネットワークによる情報交換や、本学
の情報ネットワークを災害時等における自治体の連絡手段として活用していくあり方について、総
合情報処理センターと連携を図り情報収集を行う。
- 2 安全管理に関する目標を達成するための措置
【 安全管理に関する具体的方策 】
- (1) ハザードマップを作成し、各種の施設及び設備等を学内に周知するとともに、安全管理計画に基
づく実施訓練を定期的実施する。

ハザードマップを段階的に作成し、学内に周知する。ホームページへの掲載を検討する。

- (2) 教職員・外部の専門家による総合安全管理を目的とした組織としての見直しを図り、安全管理体制を再点検し、充実を図る。

教職員・外部の専門家により安全管理体制を総合的に再点検し、見直しを行う。

- (3) 実験室・作業場等の安全性について再調査し、修学、就労上改善が必要な個所については速やかに措置する。

実験室・作業場等の安全性を検証し、必要に応じ改善する。

- (4) 中期目標期間の上半期中に、実験室・作業場等における作業手順等の安全対策マニュアルを作成し、教職員・学生に対する安全教育の徹底を図る。

学部ごとに安全対策マニュアル（安全の手引き）の作成を促進し、安全教育状況の検証を行い、安全教育の徹底を図る。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額

43億円

- 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

病院の再開発及び特別医療機械設備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

- 1 施設・設備に関する計画

（単位 百万円）

施設・設備の内容	予定額	財源
	総額	
・アスベスト対策事業	2,312	施設整備費補助金 (810)
・旭(附松小中)校舎耐震改修		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (70)
・(医病)基幹・環境整備		
・(医病)外来診療棟(軸)		
・小規模改修		長期借入金 (1,432)

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(1) 教職員の雇用方針

教職員の公募原則の推進及び競争原理の導入
職務に応じた多様な雇用形態の導入

(2) 人材育成方針

専門研修の充実

(3) 人事交流

事務系職員その他大学との交流人事を今後とも実施する。

(4) 人件費抑制計画

総人件費改革に係る削減の対象となる人件費について、平成18年度に概ね1%の削減を進める。

(参考1) 平成18年度の常勤職員数 1,806人
また、任期付職員数の見込みを 299人とする。

(参考2) 平成18年度の人件費総額見込み 20,674百万円
(退職手当は除く。)

(別表)

○学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成18年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	16,258
施設整備費補助金	810
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	58
国立大学財務・経営センター施設費交付金	70
自己収入	20,219
授業料及び入学金検定料収入	6,893
附属病院収入	13,153
財産処分収入	0
雑収入	173
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,460
長期借入金収入	1,432
貸付回収金	0
承継剰余金	6
目的積立金取崩	0
計	40,313
支 出	
業務費	27,639
教育研究経費	16,370
診療経費	11,269
一般管理費	5,333
施設整備費	2,312
船舶建造費	0
補助金等	58
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,460
貸付金	0
長期借入金償還金	3,511
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	40,313

[人件費の見積り]

期間中総額 20,674百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 15,810百万円)

『「運営費交付金のうち、平成18年度当初予算額 16,162百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 96百万円』

『「施設整備費補助金のうち、平成18年度当初予算額 222百万円、前年度よりの繰越額 588百万円』

2. 収支計画

平成18年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	38,071
經常費用	37,545
業務費	32,365
教育研究経費	2,931
診療経費	5,953
受託研究費等	697
役員人件費	266
教員人件費	12,695
職員人件費	9,823
一般管理経費	965
財務費用	827
雑損	0
減価償却費	3,388
臨時損失	526
収入の部	38,252
經常収益	38,252
運営費交付金	16,198
授業料収益	5,532
入学金収益	880
検定料収益	199
附属病院収益	13,153
受託研究等収益	697
補助金等収益	59
寄附金収益	730
財務収益	3
雑益	176
資産見返運営費交付金等戻入	124
資産見返補助金等戻入	0
資産見返寄附金戻入	162
資産見返物品受贈額戻入	339
施設費収益	0
臨時利益	0
純利益	181
目的積立金取崩益	0
総利益	181

損益不均衡理由

附属病院

1. 国立大学財務・経営センター債務負担金償還見込額は3,511百万円であり、内訳は元金2,684百万円、利息827百万円である。財政投融资を原資に購入した固定資産の減価償却費は2,362百万円計上されている。
2,684百万円 - 2,362百万円 = 322百万円

損益不均衡影響額	3 2 2 百万円
----------	-----------

2. 附属病院収入を原資に購入した固定資産は507百万円であり、対応する減価償却費は204百万円である。

損益不均衡影響額	2 0 4 百万円
----------	-----------

3. 病院再開発に伴う建物取り壊し費用等

損益不均衡影響額	4 4 4 百万円
----------	-----------

附属病院計	1 8 1 百万円
-------	-----------

その他の区分からは損益の不均衡は生じない

3. 資金計画

平成18年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	42,759
業務活動による支出	33,218
投資活動による支出	3,583
財務活動による支出	3,511
翌年度への繰越金	2,447
資金収入	42,759
業務活動による収入	37,898
運営費交付金による収入	16,161
授業料及び入学検定料による収入	6,893
附属病院収入	13,153
受託研究等収入	697
補助金等収入	58
寄附金収入	763
その他の収入	173
投資活動による収入	880
施設費による収入	880
その他の収入	0
財務活動による収入	1,432
前年度よりの繰越金	2,549

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

人文学部	人間情報学科	330人
	文化コミュニケーション学科	310人
教育学部	学校教育教員養成課程	840人
	（うち教員養成に係る分野	840人）
	養護学校教員養成課程	80人
	（うち教員養成に係る分野	80人）
	生涯スポーツ課程	120人
	教育カウンセリング課程	80人
経済学部	経済学科	540人
	経済システム法学科	280人
理学部	数理・自然情報科学科	220人
	物理科学科	140人
	化学科	140人
	地質科学科	120人
	生物科学科	120人
	物質循環学科	100人
	各学科共通	20人
医学部	医学科	590人
	（うち医師養成に係る分野	590人）
	保健学科	606人
工学部	機械システム工学科	320人
	電気電子工学科	380人
	社会開発工学科	380人
	物質工学科	240人
	情報工学科	360人
	環境機能工学科	200人
	各学科共通	40人
農学部	食料生産科学科	248人
	森林科学科	244人
	応用生命科学科	208人

繊維学部	各学科共通	20人
	応用生物科学科	120人
	繊維システム工学科	156人
	素材開発化学科	156人
	機能機械学科	172人
	精密素材工学科	156人
	機能高分子学科	184人
	感性工学科	156人
	各学科共通	20人
人文科学研究科	地域文化専攻	10人
	(うち修士課程)	10人
教育学研究科	言語文化専攻	10人
	(うち修士課程)	10人
	学校教育専攻	16人
	(うち修士課程)	16人
経済・社会政策科学研究科	教科教育専攻	64人
	(うち修士課程)	64人
	経済・社会政策科学専攻	12人
	(うち修士課程)	12人
医学研究科	イノベーション・マネジメント専攻	20人
	(うち修士課程)	20人
	医科学専攻	40人
	(うち修士課程)	40人
	医学系専攻	192人
	(うち博士課程)	192人
	臓器移植細胞工学医科学系専攻	56人
(うち博士課程)	56人	
工学系研究科	加齢適応医科学系専攻	56人
	(うち博士課程)	56人
	数理・自然情報科学専攻	32人
(うち修士課程)	32人	

	物質基礎科学専攻	52人
	(うち修士課程	52人)
	地球生物圏科学専攻	56人
	(うち修士課程	56人)
	機械システム工学専攻	54人
	(うち修士課程	54人)
	電気電子工学専攻	72人
	(うち修士課程	72人)
	社会開発工学専攻	72人
	(うち修士課程	72人)
	物質工学専攻	42人
	(うち修士課程	42人)
	情報工学専攻	80人
	(うち修士課程	80人)
	環境機能工学専攻	30人
	(うち修士課程	30人)
	応用生物科学専攻	42人
	(うち修士課程	42人)
	繊維システム工学専攻	42人
	(うち修士課程	42人)
	素材開発化学専攻	30人
	(うち修士課程	30人)
	機能機械学専攻	36人
	(うち修士課程	36人)
	精密素材工学専攻	30人
	(うち修士課程	30人)
	機能高分子学専攻	46人
	(うち修士課程	46人)
	感性工学専攻	42人
	(うち修士課程	42人)
(従前の専攻)	地球環境システム科学専攻	6人
	(うち博士後期課程	6人)
(従前の専攻)	生物機能工学専攻	13人
	(うち博士後期課程	13人)
(従前の専攻)	材料工学専攻	9人
	(うち博士後期課程	9人)
(従前の専攻)	システム開発工学専攻	10人
	(うち博士後期課程	10人)

農学研究科	食料生産科学専攻	40人
	(うち修士課程)	40人)
	森林科学専攻	34人
	(うち修士課程)	34人)
	応用生命科学専攻	32人
	(うち修士課程)	32人)
	機能性食料開発学専攻	32人
	(うち修士課程)	32人)
総合工学系研究科	生命機能・ファイバー工学専攻	30人
	(うち博士課程)	30人)
	システム開発工学専攻	24人
	(うち博士課程)	24人)
	物質創成科学専攻	14人
	(うち博士課程)	14人)
	山岳地域環境科学専攻	16人
	(うち博士課程)	16人)
	生物・食料科学専攻	14人
	(うち博士課程)	14人)
法曹法務研究科	法曹法務専攻	80人
	(うち専門職学位課程)	80人)
附属長野小学校	720人	
	学級数	18
附属松本小学校	480人	
	学級数	12
附属長野中学校	720人	
	学級数	18
附属松本中学校	480人	
	学級数	12
附属養護学校	60人	
	学級数	9
附属幼稚園	160人	
	学級数	5